

## 那珂市議会教育厚生常任委員会記録

開催日時 平成31年3月12日(火) 午前10時

開催場所 那珂市議会全員協議会室

出席委員 委員長 筒井かよ子 副委員長 富山 豪  
委員 小泉 周司 委員 寺門 厚  
委員 古川 洋一 委員 中崎 政長

欠席委員 なし

会議事件説明のため出席した者の職氏名(総括補佐以上と発言者)

副市長 宮本 俊美	教育長 大縄 久雄
財政課長 茅根 政雄	財政課長補佐 石井 宇史
保健福祉部長 加藤 裕一	社会福祉課長 生田目 奈若子
社会福祉課長補佐 秋山 雄一郎	生活福祉G長 山田 明
こども課長 大森 晃子	こども課長補佐 片野 弘道
介護長寿課長 藤咲 富士子	介護長寿課長補佐 大内 正輝
保険課長 先崎 民夫	保険課長補佐 萩野谷 真
健康推進課長 片岡 祐二	健康推進課長補佐 小林 正博
健康増進G長 大島 雅子	教育部長 高橋 秀貴
学校教育課長 小橋 聡子	学校教育課長補佐 会沢 実
指導室長 沼田 義博	学校給食センター所長 荻津 厚緒
生涯学習課長 高安 正紀	生涯学習課長補佐 萩野谷 智通
国体推進室長 綿引 勝也	図書館長 平野 玉緒
副参事兼スポーツ推進室長 川上 義和	
歴史民俗資料館副館長 木内 忠	
請願説明者 花島 進	

職務のため出席した者の職氏名

議長 君嶋 寿男 事務局長 寺山 修一  
次長 清水 貴 次長補佐 横山 明子

会議に付した事件

- (1) 議案第4号 那珂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例  
…原案のとおり可決すべきもの
- (2) 議案第5号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例  
…原案のとおり可決すべきもの

- (3) 議案第8号 那珂市地区体育館の設置及び管理に関する条例  
…原案のとおり可決すべきもの
- (4) 議案第9号 平成30年度那珂市一般会計補正予算(第7号)  
…可決すべきもの
- (5) 議案第11号 平成30年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)補正予算  
(第4号)  
…原案のとおり可決すべきもの
- (6) 議案第14号 平成30年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)補正予算(第3号)  
…原案のとおり可決すべきもの
- (7) 議案第16号 平成30年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)  
…原案のとおり可決すべきもの
- (8) 議案第17号 平成31年度那珂市一般会計予算  
…原案のとおり可決すべきもの
- (9) 議案第18号 平成31年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算  
…原案のとおり可決すべきもの
- (10) 議案第22号 平成31年度那珂市介護保険特別会計(保険事業勘定)予算  
…原案のとおり可決すべきもの
- (11) 議案第23号 平成31年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算  
…原案のとおり可決すべきもの
- (12) いきいき茨城ゆめ国体準備事業経過報告について  
…執行部より報告あり
- (13) 第3次那珂市読書活動推進計画(平成31年度から平成35年度について)  
…執行部より報告あり
- (14) 第3次那珂市地域福祉計画の策定について  
…執行部より報告あり
- (15) 請願第2号 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願  
…不採択とすべきもの
- (16) 調査事項について  
…要望書について協議
- (17) 都市計画審議会委員の選出について  
…古川委員を選出

議事の経過(出席者の発言内容は以下のとおり)

開会(午前10時00分)

委員長 皆さん、おはようございます。

時間となりましたので、本日の教育厚生常任委員会を始めたいと思います。

本日は、皆さんご参集いただきまして、どうもご苦労さまでございます。おそらく平成としては最後の常任委員会になるのかと思います。今から 31 年前、時の小淵官房長官が元号は平成となりますとテレビで放送されておりまして、私もしっかりと見ていたのを覚えております。そのときは、ちょうど私 3 人子供がおりまして、これからそういうふうになるんだなという印象を受けておりました。それから 31 年、何か振り返ってみますと、あっという間に過ぎたような気がいたします。皆さんはおそらく小学生のころだったかと思いますがけれども、それから 31 年、皆さんの人生に平成がしっかりと根づいたかと思います。そして、終わるものがあれば新しいものが来るということで、これが歴史の繰り返しということになっていくのかなと思います。

本日のこの常任委員会も歴史の 1 ページにしっかりと刻まれるように、皆さん慎重なご審議をお願いいたしまして、私の挨拶といたします。本日はよろしくをお願いいたします。

ご連絡いたします。

会議は公開しており、傍聴可能とします。

また、会議の映像を庁舎内のテレビに放送します。

会議内での発言は、必ずマイクを使用し、質疑、答弁の際は簡潔かつ明瞭をお願いいたします。

携帯電話をお持ちの方は、電源をお切りいただくか、マナーモードにしてください。

ただいまの出席委員は 6 名であります。欠席委員はありません。定足数に達しておりますので、これより教育厚生常任委員会を開会いたします。

会議事件説明のため、副市長、教育長ほか関係職員の出席を求めています。

職務のため、議長及び議会事務局職員が出席しております。

ここで、連日ご苦労さまでございます。議長よりご挨拶をお願いいたします。

議長 皆さん、改めましておはようございます。

昨日も雨で、一雨一雨降る中でだんだん暖かくなってきて、春がもう近づいているなど感じているところですがけれども、本日が 3 日目になりました委員会での審議、本日は教育厚生常任委員会に出席ご苦労さまです。また、執行部におかれましては、副市長を始め連日出席本当にお疲れさまです。ただいま委員長からも、私も連日ということで、いろいろと疲れはまだ大丈夫ですので、あすもありますから頑張っていきたいと思えます。

本日の案件につきましては、議案 11 件、請願 1 件、計 12 件でありますので、筒井委員長のもとで慎重なご審議をお願いいたしまして、挨拶に代えさせていただきます。

よろしくをお願いいたします。ご苦労さまです。

委員長 続いて、副市長よりご挨拶をお願いいたします。

副市長 改めまして、おはようございます。

委員の皆様におかれましては、教育厚生常任委員会、ご出席、大変お疲れさまでございます。

本日の付託案件につきましては、執行部からの付託案件につきましては、議案が 11 件、その他報告案件 3 件ということでございます。新年度の予算が中心になるかと思えますけれども、非常にボリュームがありますので、よろしくご審議のほどお願い申しあげまして、挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 続きまして、教育長よりご挨拶をお願いいたします。

教育長 改めまして、おはようございます。

本日は、来年度の予算ということで、どうぞよろしくお願いいたします。

学校のほうですけれども、年度末を迎えまして、中学校はあすが卒業式、あさってが県立高校の合格発表、今週末から幼稚園の卒園式、来週、小学校の卒業式、そして来週末には幼稚園の閉園式と、さらには教職員の人事異動ということで、本当に年度末慌ただしい中を迎えますけれども、新年度に向けて漏れのないようにしっかりと体制を整えながら努めてまいりたいと思います。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

委員長 これより議事に入ります。

本委員会の会議事件は別紙のとおりであります。

審議をスムーズに進行するため、担当課ごとに審議を行います。

執行部に申しあげます。平成 31 年度予算の説明の際は、まず課名と出席者を報告し、必ず議案書及び予算書並びに主要事業説明書のページ数を述べた後、歳入については款及び項まで、歳出については款項目までの説明をしてから新規事業及び前年度比較額の大幅な増減等、特に説明が必要なものの説明をお願いいたします。

審議中に委員から資料などの請求があった場合は、議会事務局に 10 部提出してください。

なお、一般会計当初予算の討論、採決は、所管課の質疑が全て終結した後に行います。

それでは、審議に入ります。

議案第 9 号 平成 30 年度那珂市一般会計補正予算（第 7 号）を議題といたします。

財政課より一括して説明を願います。

財政課長 財政課長の茅根です。ほか担当職員が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、一般会計補正予算 1 ページをごらんください。

議案第 9 号 平成 30 年度那珂市一般会計補正予算（第 7 号）についてご説明いたします。

4 ページをお願いいたします。

第2表、繰越明許費補正になります。

追加として、3款民生費、1項社会福祉費、介護施設等整備事業 6,860 万円。

9款教育費、4項幼稚園費、公立幼稚園建設事業 5,534 万 5,000 円、6項保健体育費、国民体育大会準備事業 500 万円。

変更として、4款衛生費、1項保健衛生費、総合保健福祉センター管理事業、こちらが 1,569 万 2,000 円になります。

次のページになります。

第3表、地方債補正、追加になります。

教育支援センター整備事業 440 万円。

変更になります。

上から 11 番目の菅谷東小学校屋内運動場大規模改造事業から、下から 2 番目の中学校空調設備整備事業の 5 事業でございます。いずれも額の確定によることでございます。

14 ページをお願いいたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費 370 万円の減、2目高齢福祉費 646 万 8,000 円の減、5目後期高齢者医療費 612 万 6,000 円の減、6目医療福祉費 1,500 万円、8目介護保険費 850 万 5,000 円の減。

次のページになります。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費 1,004 万 6,000 円の減、2目児童措置費 3,123 万円、3目保育所費 1,000 万円の減。

16 ページをお願いいたします。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費 268 万 9,000 円の減、2目予防費 75 万円、3目健康増進事業費 947 万 7,000 円の減。

21 ページをお願いいたします。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費 34 万 8,000 円、4目教育支援センター建築費 200 万円の減。

9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費 1,363 万 1,000 円の減、3目学校建築費 1,238 万 2,000 円の減。

22 ページをお願いいたします。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費 114 万 9,000 円、3目学校建築費 348 万 5,000 円の減。

9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費 334 万 4,000 円の減。

次のページをお願いします。

9款教育費、5項社会教育費、2目公民館費 105 万円の減。

9款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費 4,090 万円の減。

24 ページをお願いいたします。

2目学校給食共同調理場費9万円の減。

12款諸支出金、3項償還金、1目償還金、このうち国県負担金等返納金のうち、こども課関係で27万6,000円となっております。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 以上で説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんでしょうか。

(なし)

委員長 質疑がございませんようですので、質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第9号を採決いたします。

本案は原案のとおり採決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩(午前10時12分)

再開(午前10時14分)

委員長 再開いたします。

学校教育課が出席いたしました。

議案第17号 平成31年度那珂市一般会計予算、学校教育課所管部分を議題といたします。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費、2目事務局費、3目教育指導費、4目教育支援センター建築費について説明を求めます。

執行部、お願いいたします。

学校教育課長 学校教育課長の小橋です。外7名が出席しております。どうぞよろしくお願いいたします。

予算書は127ページになります。主要事業説明書は118ページからが学校教育課所管になります。

9款教育費、1項教育総務費、1目教育委員会費198万5,000円、教育委員の報酬が主なものです。

2目事務局費、1億3,758万8,000円、教育長及び事務局職員の人件費が主な支出です。

129 ページです。

3目教育指導費1億7,326万円、1,334万3,000円の増額です。増額の要因、3つあります。1つは小中学校英語指導助手設置事業で、小学校のALTを3名増員して8名といたします。平成32年度からの新学習指導要領により、小学校の英語が教科化されることを踏まえたものです。2つ目は、次のページにあります障害児学習活動支援事業です。幼稚園の支援員は統合により人数を減らしましたが、その分、小中学校の支援員を増員し、全体で2名の増員となりました。最後、3つ目は、同じページの教育支援センター設置事業で、相談支援を充実するため、教育相談員を1名増員いたします。

以上、3点により増額となっております。

続きまして、132 ページです。

4目教育支援センター建築費1億8,920万7,000円です。旧戸多小学校の跡地を教育支援センターとして利活用するため、改修工事を行います。平成30年度が基本設計、実施設計、平成31年度が改修工事で、平成32年4月に開所となります。

説明は以上です。

委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑ありませんでしょうか。

古川委員 130ページの教育指導費の障害児学習活動支援事業なんですけれども、主要事業説明書のほうの119ページにございますけれども、幼稚園の指導員が平成30年度は9名いたわけですね、各園にね、全部合わせて。それが統合することによって減るのはわかるんですけれども、3名で足りませんか。その辺ちょっと、その3名の考え方を教えてください。

学校教育課長 新しい幼稚園は4歳児3クラス、5歳児3クラスございます。各クラスに担任がつきますが、副担任的に常勤講師4名と、この支援員3名で配置をいたします。支援員は1名余りますので、そこは個別に支援が必要な児童に加配して配置するという考えで、各クラス2人つくということで、支援員のほうは今までどおり補助をすることができると考えております。

以上です。

古川委員 わかりました。

中崎委員 国の政策によって英語の先生をふやしますよね。これ補助はないの、国の援助とか県の補助等はないんですか。

学校教育課長 ございません。全て市費の単独事業になります。

以上です。

委員長 よろしいですか。

そのほか質疑ございませんか。

寺門委員 131ページの小中一貫教育推進事業ですけれども、これ前年並みの予算の組み方で

すけれども、事業説明の 121 ページには、大きく、もっと専門的なところも併せて、教科担任制も担任できる講師を確保するというので、内容を充実していきますよという内容だと思うんですが、この辺ちょっと詳しい考え方というのは。もう少しわかりやすい説明をお願いしたいんですけれども。今は教科担任制というのもうまく、まだ始まってはいないんで、今後いろんな教科を専門的に教える方がちゃんととれるよというようなお話、考え方だと思いますので、それで実行していくんだよと。その辺は本当にそうなのかというのと、どういう点に注力をしていくのかというのをちょっとお聞きしたいんですけれども。

指導室長 指導室長の沼田です。よろしくお願いたします。

小中一貫教育における教科担任制の推進につきましては、市内ではご存じのとおり小中一貫、非常勤ということで、非常勤講師を小学校に1名ずつつけさせていただいております。それ以外の部分については、定期人事異動の中で教科の主要免許を適宜配置することで、基本的には対応させていただいているところです。

以上です。

寺門委員 ということは、今それぞれ小学校にいるということですが、加えて1名、そういう専任を、担当として動ける方をゲットするというか、人事異動で持ってくるという、そういう考え方でいいんですか。

指導室長 そのとおりでございます。よろしくお願いたします。

寺門委員 わかりました。

副委員長 いじめ調査委員会設置事業は、どんな方が委員になられて、昨年度でもいいですから、本市で設置してやったときというのはあるんですか。

学校教育課長 まず、委員構成からです。弁護士、医師、児童相談所、臨床心理士、教育相談員、学校長会長の以上6名でやっております。

このいじめ調査委員会は、いじめの調査を行うに当たりまして、前もって設置をしておくものです。事案が発生したときに速やかに開催できるようにということで。委員会自体の開催はございません。

以上です。

富山委員 昨年度いじめなんかがありまして、そういうのを設置した経緯というのはありますか。

学校教育課長 今までに設置した経緯はございません。

以上です。

委員長 そのほか質疑ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、続きまして、9款教育費、2項小学校費、1目学校管理費、2目教育振興費について説明を求めます。

学校教育課長 132 ページになります。

9 款教育費、2 項小学校費、1 目学校管理費 1 億 8,354 万 4,000 円、903 万 6,000 円の減になっていますが、増額になったもの、減額になったものがそれぞれあります。大きなものを 1 つずつ申しあげます。

まず増額したものでは、133 ページの小学校管理事業です。11 節需用費の光熱水費で電気料が今年の夏から普通教室のエアコンが稼働することで約 700 万円増額いたしております。

減額になったものでは、今回の予算書には記載がありませんが、平成 30 年度予算に計上していた旧戸多小学校のプール解体工事が終了したことから、約 1,300 万円の減額になっております。

138 ページです。

2 目教育振興費 8,616 万 4,000 円です。就学奨励事業と教育用コンピューター管理事業が主な予算です。

説明は以上です。

委員長 説明が終わりました。

質疑ございませんか。

寺門委員 135 ページ、菅谷東小管理事業ということで、これ予算に入っているかどうかちょっとよくわからないんですが、ちょっと保護者の方から小耳に挟んだんですけれども、給食でデザートが出ますけれども、菅谷東小学校だけに保管庫がなく、そのデザートは断念をせざるを得ないと、出ないんだよという話を聞いたんですけれども。この辺、保管庫だけでしたらね、補正予算でも、そう高価なものではないでしょうし、1 校だけデザートが食べられないというのも、これまたかわいそうな話なので、この辺は予算の中に入っているのかどうかというのをちょっと確認したいんですけれども。

学校教育課長 そのデザートが食べられないという事態、ちょっとよく存じ上げていないんですけれども、各学校から備品購入の際には要望を出してもらって、毎年当初予算のほうに計上しています。今のところ菅谷東小から冷蔵庫等の要望が上がってきていないので、ちょっと把握しきれいていません。

以上です。

寺門委員 要するに給食の中身で、メニューとしてもうそれがカットされちゃうという話らしいんですね、どうも。もうなくても済むようにと。それは何で断念をするのかよくわからないんでね。それはちょっと 1 点確認していただいて、せっかくみんな一緒に食べるのに、夏場、やっぱり冷たいものは皆さん食べたいでしょうし、その辺は考えてあげてほしいなということで、ちょっと調査も含めてお願いをしたいと思います。

以上です。

学校教育課長 学校給食で、学校の事情でメニューがそこだけ変わるというのはちょっとない

ので、委員のおっしゃる、もしかして給食のデザートが出なくなったというのは、皆様のご承知のとおり、毎年食材料費が不足していて、補正予算のほうで市費のほうを投入してもらっています。実は年々食材料費が上がっていることから、児童生徒の保護者からもらう給食費では賄い材料費、賄い切れない状況が続いております。そうなりますと、やはり給食センターのほうでも献立を立てる際に、どうしても安価な食材を用いたり、そういうことで対処せざるを得なくなってきた、まずちょっとカットの対象になるのが例えばデザートであったり、そういうことは若干起こりつつあるところなんです。そのような影響かと思うんですが。

学校給食センター所長 すみません、給食センターなんですけれども、今のようなお話はございません。カットしたことはございませんので。ただ、実際、菅谷東小学校の冷蔵庫が小さいというお話はありまして、それに関してどうにかならないかという話はあって、カットしたことはないですし、するつもりもございません。

寺門委員 予算がどうのこうのでカットするというお話じゃなくて、現実、たまたま機材がなくて受けられないよねという話らしいんですよ。今年また同じようにデザートが出ますので、それ機材がなくて受けられなくて、じゃ、うちはいいですというお話はないんじゃないかなということで申しているんでね。予算はもうちゃんとあるんで。実行するか実行できないかの話なので。そういう懸念がないというのであれば、それは結構です。よく状況を考えていただいて、そういうことがないようにということなんで。現実、菅谷東小学校は保管庫がないんですよ、冷蔵の。

学校給食センター所長 あります。冷蔵庫はあります。

寺門委員 それは収容できる能力というか、あるんですか。全部、仮にデザート何百名分入れるよというのは。

学校給食センター所長 ぎりぎりですが、大丈夫です。

寺門委員 わかりました。それだったら大丈夫です。ぜひ機材がないというか、容量が少なくてとかそういうことでカットはしないでほしいというお願いなんで、今後も注意をさせていただけたらなという、配慮をしていただけたらなというお話です。

以上です。

教育部長 今の委員の話に補足しますと、今まで給食のメニューの中で各学校で差別をしたという形はないです。実際、同じものを出しているという形になっています。ただ、現況で今、委員からご指摘があった保管庫の件ですね。現在、提供上はぎりぎりでやっているということでございますが、現況で保管庫が小さいというのであれば、私どものほうでそれは確認したいと思いますので。今までもそのために給食のほうが出なかったというケースはございませんので。これはご理解いただきたいと思います。

以上です。

委員長 今の保管庫についてと、あと寺門委員のほうからデザートが菅谷東小学校だけという

お話も併せて、ちょっと一度確認していただいでよろしいでしょうか。お願いいたします。

副委員長 参考までにお聞きしたいんですが、就学奨励事業、これ何人ぐらいの方が……

学校教育課長 対象者は 207 人です。

以上です。

富山委員 あともう一つ、その上の関東大会出場派遣補助事業、どこかのチームへ行かれたとかというのは今年ありましたか。

学校教育課長 こちら小学校の関東大会等出場はここ数年実績ございません。

以上です。

古川委員 ちょっと確認なんですけれども、小学校の例の教室のフリースペースでしたか、壁をつけるとかつけないとか、あとトイレの改修とか、その辺はどこに予算というのは入っているのでしょうか。

学校教育課長 まず、部屋の仕切り壁の設置は、この間の補正予算でエアコンの設置事業の中で、工事費の中で入っています。

またトイレにつきましては、事業費の平準化を図るため、平成 32 年度以降を計画を考えております。

以上です。

古川委員 わかりました。

中崎委員 138 ページの教育用コンピューター管理事業 5,600 万円ですよね。これもうコンピューターよりタブレットに移行したほうがよろしいんじゃないかと私は思うんですが、そういう計画というのは、教育委員会のほうでは考えていないんですか、あるいは学校のほうでは。

学校教育課長 児童生徒が使う教育用コンピューターは、既に平成 28 年度からタブレット化しております。

以上です。

中崎委員 そうすると、これはタブレットの予算とみていいわけですか。

学校教育課長 そのとおりです。

中崎委員 了解しました。

小泉委員 すみません、現在の状況を教えていただきたいんですが、そのタブレットはどの程度入っているのか。それから、例えば電子黒板とかですね、そういったものの設置状況がわかれば教えてください。

学校教育課長 タブレット型パソコンは、小中学校各 40 台ずつ配布しております。あと、電子黒板につきましては、各校 1 台となっております。

以上です。

小泉委員 多分、プログラミング教育なんかも始まると思うんですけれども、そういった流れ

を考えていくと、この状況というのは、今年は、これはふやすというよりは現状のものをという予算ですか。そのタブレットをふやすためにということではなくて、多分、現状の借り上げ料としてかかっていくということですよ。

学校教育課長 こちらのタブレットの契約期間が平成 28 年度から平成 32 年度までになっております。この期間は現状のままになります。

以上です。

小泉委員 そうしますと、プログラミングの教育なんかに合わせて、今後そういったものをふやしていくような計画とかそういったものはありますでしょうか。

学校教育課長 学校のほうでは、やはり授業を充実するためにもう少し欲しいという希望は現実的にございます。子どもも必要性は認識はしております。ただ、プログラミング教育といっても、パソコンを使うだけの授業ではございません。その思考の仕方の教育なので、パソコンがなくてもできる授業になっております。ここは教職員の創意工夫の力だと思っております。

以上です。

副委員長 ちょっと聞いておきたいというか、エアコンの設置は、本年に全部行き渡るのか、順次じゃなくて、みんな同時ぐらいに取りかかれるのかお伺いします。

学校教育課長 先日、3月7日に入札を実施しまして、業者が決まりました。この後、各学校でそのスケジュールを検討しながら進めてまいります。あくまでも夏までの稼働を目指すということで、6月中の実施を予定しております。

以上です。

委員長 そのほか質疑ございませんでしょうか。

(なし)

委員長 それでは、続きまして、9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費、2目教育振興費について説明を求めます。

学校教育課長 139 ページになります。

9款教育費、3項中学校費、1目学校管理費1億3,013万3,000円、前年度比538万円の減です。増額になったもの、減額になったものから主なものを申し上げます。

まず、増額分では、140 ページの中学校管理事務費、こちら 11 節需用費の消耗品ですが、平成 31 年度は中学校の教科書が4年に一度の採択がえに当たっております。教師用の教科書と指導書を購入するため、約700万円増額いたしております。

141 ページの中学校施設管理事業で 11 節需用費の光熱水費が小学校同様エアコン稼働により約300万円増額になっております。

減額のほうですが、同じページの管理用備品購入事業で、老朽化した生徒用の机と椅子の更新を6年計画で本年から実施しておりますが、平成 31 年度は今年度よりも入れかえる数が少ないので、約500万円の減額になっております。

もう一つ、予算書には記載していませんが、本年度に実施した那珂三中の部室の新設工事が完了したことで1,050万円の減額になっております。

144ページをお開きください。

2目教育振興費 5,840万6,000円です。主な事業は就学奨励事業と教育用コンピューター管理事業です。

説明は以上です。

委員長 説明をいただきました。

質疑ありませんか。

副委員長 先ほどに続きまして、中学校の就学奨励事業の対象者、何名ぐらいいるか教えてください。

学校教育課長 110人です。

以上です。

小泉委員 すみません、一緒なんですけれども、中学校へのタブレットの導入状況を教えてください。

学校教育課長 小学校同様各校40台ずつです。

以上です。

寺門委員 144ページの教育用コンピューター管理事業でICT支援員派遣ということで、これは多分1名だろうと思うんですけれども、派遣員何名なのか。どういうフォローの仕方というか、教え方をしていくのか、それをちょっと教えてください。

学校教育課長 こちらはベネッセコーポレーションというところに派遣委託をしております。小中1校当たり月2回訪問してもらっています。その支援の内容、主に5つございます。操作補助とチームティーチング、2人体制による授業支援をしております。また、電子教材づくり等の授業準備の支援、先進事例による授業の提案、あとは教材の提案などを行っています。また、先生向けの校内研修の指導もしてもらったり、あとはトラブル対応をいただいています。

以上です。

寺門委員 というと、生徒と先生方と両方支援をいただいていると、こういう内容ですね。

学校教育課長 おっしゃるとおりです。

寺門委員 わかりました。

それともう1点、141ページの下から3番目に遠距離通学費補助事業ということで、2万円なんですけれども、これというのはどういう内容なんですか。

学校教育課長 こちらは大内、下江戸地区の6キロメートル以上の距離を自転車通学している生徒に対して、年額1人4,000円を補助しているものです。

以上です。

寺門委員 自転車の補修費用ですとか、雨具ですとか、いろいろあると思うんですけれども。

6キロメートル以上ですか。これ門部地区、下河原というのは6キロメートルには入っていないんですね。対象になっていないということは。

学校教育課長 こちら補助金要綱に基づいた実施になっておりますが、この中で大内、下江戸地区ということで限定されています。

以上です。

寺門委員 できれば下河原も遠いんでね、坂もあるし。ということなんです、6キロメートル以上ですか。わかりました。

副委員長 143 ページ、運動部活動外部指導者派遣支援事業、これを実施している中学校は何校ぐらいあって、何人ぐらいの外部指導者がおられるのかお伺いします。

学校教育課長 こちら那珂一中と那珂四中で柔道部の指導をいただいています。お二人です。

以上です。

副委員長 わかりました。

委員長 そのほか質疑ありませんか。

(なし)

委員長 それでは、続きまして、9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費について説明を求めます。

学校教育課長 145 ページです。

9款教育費、4項幼稚園費、1目幼稚園費2億1,455万6,000円、前年度比5,089万7,000円の増です。この増額の理由と5園の統合によるスケールメリットを併せてご説明いたします。

まず146ページの幼稚園医等設置事業ですが、こちら各園に配置していた幼稚園医等が1人になることで、約110万円の削減になっております。

次の幼稚園施設管理事業ですが、今年度も同じ名称で事業はございますが、内容としては、廃園になった5園について、解体するまでの約半年間の維持管理費を計上しているものです。

下のほうのひまわり幼稚園管理事業、次のページのひまわり幼稚園運営事業は新規事業です。内容としては、今年度までの幼稚園の管理運営に係る予算を振り分けて組み替えたほかに、運営事業のほうではひまわり幼稚園の特色となる専属のALTの人件費や運動指導の業務委託も計上しております。この新しい取り組みを含めましても、予算的に約2,200万円の減額になっております。

一方で、148ページをごらんいただきますと、公立幼稚園解体事業として7,600万円が新規事業として計上されております。この7,600万円の増額と、先ほど申しあげたスケールメリットによる2,200万円の減額のトータルとして、前年度比としては、一番最初に見ていただきましたように5,000万円の増額となったところです。

幼稚園費は以上です。

委員長 説明が終わりました。

皆さんのほうから質疑ございませんでしょうか。

古川委員 148 ページの公立幼稚園解体事業なんですけど、以前お聞きしましたけれども、まだ予定ということだったような気がするんで、この5園の跡地がどうなるのか教えていただけますか。

学校教育課長 菅谷幼稚園以外の4園は小学校に併設になっておりますので、更地にして小学校の駐車場として利用いたします。菅谷幼稚園ですけれども、底地が借地になっている古いほうの園舎、こちらは耐震性もございませんので、遊戯室があるほうの横に長い園舎ですが、そこは解体して更地にして、借地ですので、地権者にお返しします。南側の木造の増築した園舎につきましては、耐震性がございますので、ただいま政策幹部会議という組織を活用しまして、跡地利用の検討をしているところです。

以上です。

古川委員 わかりました。

その南側の跡地利用ということなんですけど、園庭はどこまでお返しするのか、どこまで残すのかはわかっていますか。建物だけじゃなくて。

学校教育課長 旧園舎の底地のあたりが借地になっているので、そこはお返しします。南側の園庭の部分は市有地になっていますので、この市有地の利用も含めて検討しているところです。

以上です。

古川委員 わかりました。

そうすると、耐震性のない借地のところ以外の園庭も含めて、あれは市有地なんですか。学校教育課長 そうです。

古川委員 じゃ、解体するところが乗っかっている地面は借地、それ以外は全部那珂市の市有地なんですか。

学校教育課長補佐 補足なんですけれども、園庭全部が市有地というわけではありませんで、土地のもともとの形状で、園庭の一部も、返す借地のところに入っているところもございますので、園庭そのものが丸々残るというわけではございません。

以上です。

(発言する者あり)

学校教育課長補佐 4分の1、あるいは3分の1程度が借地になっているようなイメージだと思います。

寺門委員 146 ページ、幼稚園施設管理事業です。これは閉園になる5園の管理費用だということはお聞きしましたけれども、半年間ということで、光熱水費 118 万 5,000 円がかかるわけですけれども、これは水道、電気だろうと思うんですけれども、もう誰もいない

ですよね。それはどうしてかかるのか。基本料金はかかるんでしょうけれども、それが1点と、賃借料で、当然敷地借り上げ料がこの半年で終わるわけではなく、小学校の駐車場になっても引き続き今後継続して発生するのかどうか、その辺の回答をお願いします。

学校教育課長 光熱水費のほうはおっしゃるとおり電気料と上下水道料です。基本料金のみ計上しております。

また、借地のほうですね。こちらは先ほど申しあげた菅谷幼稚園で解体するまでお借りしている部分の半年分の借地料、それから、菅谷幼稚園と芳野幼稚園で駐車場として別に借りている部分がございます。こちらも更地にして原状回復してお返しする整備の期間を半年と見て、半年分だけ借地料を計上しております。

以上です。

寺門委員 ということは、来年度からは、この賃借料は発生しないと、こういうことでいいわけですよね。

学校教育課長 そのとおりです。

すみません、先ほど申し忘れたことがございます。小学校の駐車場にするのは、あくまでも幼稚園園舎があるほうの敷地を利用するというので、駐車場としてお借りしている部分は、これは返却いたします。

以上です。

寺門委員 私有地は、要するにそれを個人の方へ返すということなんでしょうけれども、それについては新たに小学校と契約ということになるんですかね、借地については。

学校教育課長 借地はお返しします。残しません。

以上です。

寺門委員 というと、建屋があったところだけが駐車場として小学校が使うということで、園庭とプラス前に駐車場もあったんですよね、例えば芳野小の幼稚園の場合ですとね。それは駐車場にならずに、もう所有者へお返しするということになるわけですか。

学校教育課長 おっしゃるとおりです。

寺門委員 ちょっと狭いような気もするんですよね、追加で借りてということなんですけれども。

それで、先ほどの光熱水費、基本料だけで5園合わせて118万円というのは、誰もいないし、メーターはほとんど回らないと思うんですけれども、基本料の契約でこんなになりますか。どういう算出根拠なのかちょっとお示しいただきたいんですが。

学校教育課長補佐 こちらの平成29年度の使用料のほうから算定しているということで、若干、ご指摘のとおり使わない部分という部分を考慮すれば若干ちょっと余裕を見た金額かなというふうには思いますけれども。そういった意味で、平成29年度の電気、あるいは下水道使用料等、上下水道の使用料の半年分ということで、それをもとに今回計上し

ております。

以上です。

寺門委員 余裕を見てということなのですが、その辺はシビアにはじいていただいて、実績も出ているんで、使わない部分はもう当然発生しないわけですから。十分検討いただきたいなと思います。

小泉委員 解体事業で、これ解体費だけだと思うんですが、解体した後、例えば菅谷西幼稚園の場合には駐車場にするための整備というのが必要だと思うんですけども、これは別のどこか事業で計上しているのでしょうか。

学校教育課長 こちらには整地の費用も入ってございます。

以上です。

古川委員 すみません、先ほどお伺いした菅谷幼稚園の跡地利用を検討している、那珂市の市有地のほうのね。検討というのは誰が検討しているんですか。

学校教育課長 こちら政策企画課で所管している政策幹部会議、副市長がトップで関係各課が入る会議になっております。そこで全庁的に案を持ち寄って検討しているところです。

以上です。

古川委員 じゃ、それがある程度策定というか、考えがまとまりましたら、今度は地元に対する説明会とか、住民の方から声を聞くような機会はございますか。

学校教育課長 この跡地利用につきましては、検討を開始するその前段として、地区まちづくり委員会の委員長が集まる会議でまずは説明をしまいいりました。その後も検討の経過報告ということで、今まで2回説明してございます。それをぜひ地元の方々にも周知していただきたいということをお願いしてございます。

以上です。

古川委員 じゃ、逆に地元といいますか、住民のほうからこういうのに使いたいとか、使わせてくれとか、何かそういった要望とかありませんでしたか。

学校教育課長 地区まちづくり委員会の委員長からは、そういういろんなお話は自治会で関心を持っているという話は聞いていますが、具体的に何かにしてほしいという意見は今のところございません。

以上です。

寺門委員 147 ページですけれども、ひまわり幼稚園運営事業の中で、7番目、賃金、臨時雇賃金ということで990万円とありますけれども、これは何名の方でどういう役割というお仕事をするのか、ちょっと教えてください。

学校教育課長 こちらは幼稚園の常勤講師4名の料金です。先ほど申しあげましたとおり、副担任的に各クラスに配置いたします。あとは、今回預かり保育事業が事業名がなくなっております。これは今年度までは預かり専門の職員を臨時職員として雇っておりましたが、平成31年度からは、この常勤講師が預かりもいたします。

以上です。

寺門委員 わかりました。

委員長 そのほか質疑ございませんでしょうか。

私のほうから1つだけ、この予算にはちょっと離れるんですが、先日、議員と語ろう会というのを催したときに、ひまわり幼稚園についてバスを出してくれないだろうかという意見が出まして、これにつきましては、おそらくバスという形はないみたいな話ですよという話はしたんですが、再度、幼稚園のほうに確認していただけないかという意見が出たんです。それで今回、質問に対しての答えを議会だよりのほうに載せる必要がありますので、とりあえずバスについて再度ちょっと明快なお答えをいただきたいと思います。

学校教育課長 結論から申しますと、スクールバスは出しません。実はこれを決めたのも、私どものほうで決めたのではなくて、外部の有識者も入れた検討会のほうで、建設準備委員会ですとか幼稚園問題対策協議会とかで話し合った結果です。

なぜスクールバスを出さないと決めたかという、経費的な面も当然ございますが、それよりも、やはり保護者と毎朝、毎夕顔を合わせる、こちらのほうを大変重要視しております。昨今、虐待問題が大変クローズアップされていますが、やはり幼稚園のほうでも、お母様、お父様と顔を合わせることで、何か悩みがあるんじゃないか、何か心配なことがあるんじゃないか。それから、子供たちの様子を見ながら、そのご家庭の様子と重ね合わせながら声かけをしたり相談に乗ったり、その貴重な機会だと捉えております。決して経費的なことばかりではなく、こちらの重要性をもちまして、スクールバスは決定した次第です。

以上です。

委員長 今お話いただきましたように、経費だけの問題じゃなくてというところも大きな部分を占めていらっしゃるということですね。わかりました。

古川委員 すみません、もう一つだけ。10月の消費税導入に伴い、幼保の保育料無料化、あれの財源は、財源は国が国費で負担するという話は聞いていますが、一応割合としては、公立幼稚園は10分の10が市町村の負担、だけれども、それは国費で賄うということで間違いないでしょうか。

学校教育課長 そのような制度になっております。

補助金として入ってくるのではなくて、地方交付税の中で措置されるものと考えております。

以上です。

副委員長 147ページのひまわり幼稚園運営事業の運動指導料、これ外部に委託、委託料というのは、これは先生はどこかの会社に頼んで先生を派遣して来てもらうというようなことでよろしいんですかね。

学校教育課長　そうです。派遣事業として外部委託をいたします。先日入札がございまして、市内の1業者に決まりました。

以上です。

副委員長　市内にそういう運動をやっている業者があるんですか。

学校教育課長　1社ございました。

以上です。

委員長　それでは、続きまして、9款教育費、6項保健体育費、2目学校給食共同調理場費について説明を求めます。

学校教育課長　159ページをお開きください。

9款教育費、6項保健体育費、2目学校調理場費4億3,122万5,000円、前年度比3,335万3,000円の増です。

160ページの給食センター施設管理事業、11節需用費の修繕料で、老朽化している設備の修繕費を計上したことによるものです。

説明は以上です。

委員長　説明が終わりました。

質疑ございませんでしょうか。

(なし)

委員長　質疑ないようですので、質疑を終結します。

以上で学校教育課所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。

では、再開を11時10分とします。

休憩（午前10時57分）

再開（午前11時09分）

委員長　再開いたします。

生涯学習課が出席をいたしました。

議案第8号　那珂市地区体育館の設置及び管理に関する条例を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

生涯学習課長　生涯学習課長の高安です。外11名が出席しております。よろしくお願いいたします。

それでは、議案書の37ページをごらんください。

議案第8号　那珂市地区体育館の設置及び管理に関する条例。

那珂市地区体育館の設置及び管理に関する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由としまして、瓜連体育館に加え、平成31年4月から新たに戸多体育館（旧戸多小学校の体育館）を管理するため、瓜連体育館の設置及び管理に関する条例を廃止し、新たに那珂市地区体育館の設置及び管理に関する条例を制定するものです。

次のページをごらんください。

38 ページから 41 ページまでが条例の本文となっております。

続きまして、42 ページをごらんください。

条例の内容につきまして、条例の概要によりご説明いたします。

条例制定の経緯についてご説明いたします。

旧戸多小学校の体育館は、戸多小学校の閉校に伴い、平成 26 年 4 月より那珂市立学校体育施設目的外使用規則に基づき利用されてまいりました。しかし、学校体育施設から社会体育施設として利活用するため、地元との調整や施設の整備を行い、その整備が整ったことから、有料の社会教育施設として条例を整備し、戸多体育館として平成 31 年 4 月から運用することといたしました。

条例制定の目的については、有料の社会体育施設として管理するものです。

続きまして、条例の概要についてご説明いたします。

次ページ、43 ページをごらんください。

本則の解説によりご説明いたします。

条例は、第 1 条から第 15 条及び附則で構成されております。

主な点といたしましては、第 3 条に瓜連体育館及び戸多体育館の名称及び位置を規定しております。

第 5 条におきまして、地区体育館の使用には教育委員会の許可が必要であることを規定しております。

第 7 条においては、その使用許可を受けたときには使用料を納付しなければならないことを規定しております。

第 8 条においては、市長が使用料の減免について行うことを規定しております。

附則におきましては、施行期日として平成 31 年 4 月 1 日施行を、また等価されたことにより、瓜連体育館の設置及び管理に関する条例を廃止としましたことを規定しております。

また、別表において使用料を規定しており、使用料につきましては、瓜連体育館の使用料を継承しておりますが、体育館の大きさが異なるため、戸多体育館は瓜連体育館より安価の使用料の設定としております。

説明は以上になります。よろしく願いいたします。

委員長 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

副委員長 瓜連体育館をもし利用する場合には、今までは那珂総合公園のほうに予約をして、貸出窓口はらぼーるから鍵を借りてというような感じで行っていたと思うんですけども、この戸多体育館はどのようになるんですか。

生涯学習課長 こちらにつきましても団体のほうに申請をしていただきまして、その申請団体

のほうにある程度、鍵のほうは貸し出しをしておく状況になっております。申請手続のほうについては、一度総合公園のほうに来ていただくような形になりますが、それ以降につきましては、ほぼ使用団体のほうが使用していただけるような形に設定するような状況にはなっているところ、今まで使用している団体の使用の仕方が変わるというような形にはなっていない形で行っております。

以上になります。

古川委員 ちょっと基本的なことをお聞きするんですけれども、地区体育館というのはそもそも何なんだろうという。いわゆる総合体育館に対して地区体育館、いわゆるそれぞれの、要は役所でいえば支所というか、というような位置づけなんですか、地区体育館というのは。

生涯学習課長 委員おっしゃるとおりです。核となります総合公園のアリーナがございます。

それぞれに瓜連地区であったり、それから戸多地区に今回新しく社会体育施設として整備したものですから、その地区にも社会体育施設ができたということ。あと、今後、本米崎体育館についても整備が整い次第、そちらの部分も地区体育館として条例上に整備していきたいという考えがございますので、それぞれの地区にあるということで、地区体育館という形にさせていただいております。

以上になります。

古川委員 わかりました。

そうしましたら、ちょっとこれ管轄が違っちゃうかもしれませんけれども、公の施設の広域利用に関する協定があるじゃないですか、水戸市を中心とした。あれに瓜連体育館が入っているのに、なぜ戸多体育館は入らないんですか。これ別な議案でありますけれども。

生涯学習課長 こちらにつきましては、大きさなんですけど、主たる競技のほうが使えるまでの大きさが、団体でたくさん使えるというような状況にちょっとないものですかから、あと、地元優先というか、地元で息づいた形の施設であっていただきたいというところで、その広域のほうからは除外させていただいているというような形をとっております。

以上になります。

寺門委員 40 ページなんですけれども、使用料のことなんですけど、ちょっとこの表を見ても、いまいち、入場料は取ったり取らなかったりというのがありまして、これはどういうあれで、その入場料を取る場合は幾らなのか、それとも使用料の中に入っているのか。この辺ちょっと説明をお願いします。

生涯学習課長 入場料を徴する場合と徴しない場合というのは、この戸多体育館の施設の中で催し物を開く、スポーツに使用する事業を行うにあたりまして、入場料を徴する場合の金額についてと、入場料を徴して、そのスポーツ等を行った場合に徴する金額が異なっ

ておるとい形のもの表になつてゐるものでございませう。例へば総合公園のアリーナ  
のやうなところで、プロのスポーツ団体等が来て、入場料を徴して行つた場合なんか  
つては、使用料については徴するほうの使用料の金額をいただくやうな形になりまし  
て、それを徴しない場合であれば、徴しないほうの使用料のほうを徴収するといやう  
な形で設定されておる。

以上になります。

寺門委員 わかりませうけれども、要はスポーツ競技会をやるといふことで、有償でやる場合と  
そうじゃない場合とがあるよといふことなんだろうと思ふんですけれども、有償で競技  
をやる人たちが入場料をその人たちから取つてやる場合は、当然この高いほうを徴する  
といふふうになりますよといふ意味ですやね。

これは、あとは通常的那珂市、もしくは協定の広域の人たちが使う場合はその料金です  
よといふことですやね。これ狭いし、限定的な使い方をされるかと思ふんですけれども、  
駐車場についてはどういふ、今グラウンドもありまして、地域のコミュニティセンター  
みたいなものもありますし、いろいろ使つていらつしやると思ふんですけれども、この  
辺は、駐車場についてはどういふふうになつてゐますか。

生涯学習課長 このたび地元のほうとの調整が済みまして、グラウンドのほうにつきましては  
一部駐車場に整備するといふやうな状況になつてございませう。実際に戸多地区の今まで  
グラウンドがありましたところ、ほぼ真ん中につきましては、グラウンドといひますか、  
地区の広場としてお使いいただくやうな形になりますが、体育館の前にございませうス  
ペースにつきましては、駐車場として整備させていただく形になつておる。

また、旧の学童の建物があつたところについても、そちらについても整備いたしまして、  
駐車場のほうにさせていただくやうな形になつておる。

以上になります。

寺門委員 今まで県道側から入る場合と市道のほうから入る場合に東と西で入り口があると思  
ふんですけれども、非常に県道側から入つても、坂を上がつて裏をずうつと行くといふ  
ことになると、非常に狭いし、誘導路がないといふかはっきりしてゐなかつたですやね。  
今は多分そういうことでそういうふう、きれいに、スムーズに入れるやうに、出入り  
ができるやうになるといふことなんでしょうけれども。これは東側のほうも当然出入り  
はできるやうになりますか。

生涯学習課長 市道になるかと思ふんですが、市道のほう側から入れるやうな形をとつてお  
る。

以上になります。

寺門委員 わかりました。

委員長 そのほか質疑がないようでしたら、質疑を終結いたします。

ついでに討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第8号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第8号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第17号 平成31年度那珂市一般会計予算、生涯学習課所管部分を議題といたします。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費について説明を求めます。

生涯学習課長 それでは、予算書及び主要事業説明書によりご説明いたします。

予算書につきましては131ページからとなります。また、主要事業説明書における生涯学習課所管分につきましては124ページから130ページとなっております。

では、予算書131ページをお開きください。

9款教育費、1項教育総務費、3目教育指導費、中段にございますコミュニティスクール推進事業20万8,000円、1万9,000円の減になります。

コミュニティスクール推進事業については以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 以上、説明は終わりました。

質疑ありませんか。

古川委員 コミュニティスクールについては、前から私、一般質問でも全市的にやってはいかがかというお話をしているかと思いますが、その辺はどうでしょうか。

生涯学習課長 こちらにつきましては、なかなか思いどおりに全市的に広がりを見せるようなことがなかなかできていない状況ではあるのですが、那珂市としてのコミュニティスクールのあり方というものを模索しながら今動いている状況です。国であったり、それから近隣市町村の状況というのもございますが、那珂市としてどういったコミュニティスクールの形というものができるのかというのを今模索しながら、それを全市に向けて広げられるかどうかというところも併せて検討しているところでございます。

以上になります。

古川委員 今、瓜連地区で先進的にやっていただいている、その評価といいますか、成果として、過日、文部科学大臣表彰まで受けられたということで、素晴らしいことだと思いますので、だから、逆に全市的に、一度には無理にしても、少しずつ広げていってほしいなという気がいたしますけれども。そういうお考えはあるということでしょうか。

生涯学習課長 それは、法律のほうにつきましても努力義務という形で法整備が変わっておりますので、それについてはできる限りの形で考えていきたいというふうに考えておりま

す。

以上になります。

委員長 では、続きまして、9款教育費、5項社会教育費、1目社会教育総務費、2目公民館費、3目青少年対策費、4目歴史民俗資料館費、5目文化財保護費、6目市史編さん費、7目図書館費について説明を求めます。

生涯学習課長 それでは、説明させていただきます。

続きまして、148ページをお開きください。

下段になります。

5項社会教育費、1目社会教育総務費1億9,948万7,000円、1,137万1,000円の増になります。増額の主な理由につきましては、職員人件費で、国体準備事務に伴う人員増によるものです。

続きまして、150ページをお開きください。

2段目になります。

2目公民館費4,274万7,000円、210万8,000円の増になります。増額の主な理由は、公民館施設管理事業における燃料費及び委託料の増によるものです。

続きまして、152ページをお開きください。

2段目になります。

3目青少年対策費778万5,000円、6万2,000円の減になります。

続きまして、次ページ、153ページをごらんください。

2段目になります。

4目歴史民俗資料館費3,468万4,000円、268万4,000円の増になります。増額の主な理由につきましては、展示用備品購入に係る経費の増によるものです。

155ページをお開きください。

中段になります。

5目文化財保護費1,882万1,000円、291万2,000円の減になります。減額の主な理由につきましては、城館調査事業が完了いたしましたものによる事業費の減によるものです。

同ページ、155ページの下段になります。

6目市史編さん費20万3,000円、119万8,000円の減になります。減額の主な理由は、市資料を刊行しないことに伴う予算額の減によるものです。

続きまして、次ページ、156ページをお開きください。

7目図書館費9,248万4,000円、678万7,000円の減になります。減額の主な理由は、図書館管理事業における中央監視システム修繕終了に伴う修繕料の減によるものです。

5項社会教育費各項目については以上となります。よろしくお願いたします。

委員長 執行部からの説明が終わりました。

質疑ございませんか。

古川委員 155 ページの文化財保護費の中の額田城跡整備事業なのですが、土地購入費ということで 1,430 万円ございます。主要事業説明書の 128 ページにもございますけれども、本丸跡地購入費ということで、どれぐらいの面積になるのか。また、あそこ何か所有者がたくさんいらっちゃって、何筆かあるという話を聞いたことがあるんですけども、その辺はどんな状況でしょうか。

生涯学習課長 額田城跡につきましては、本丸の土地の面積につきましては 1 万 6,000 平米になっております。

歴史民俗資料館副館長 答えします。

面積は全体で 1 万 6,500 平米、地権者は全部で 9 名です。

以上です。

古川委員 わかりました。

そうしたら、もう用地交渉とかは済んでいるということですね。

歴史民俗資料館副館長 今、進めているところです。

古川委員 進めているところ。

歴史民俗資料館副館長 それで今、測量をやっていますので。

古川委員 じゃ、交渉はまとまりそうなんですね。

歴史民俗資料館副館長 おおむね大体 9 割の方には賛成いただいています。あともう若干名、交渉中の方もおります。

以上です。

教育部長 答えいたします。

先ほど用地の、本丸の買収ということで、1 万 6,516 平米でございます。地権者のほうは 9 名いらっしゃるんですが、現実的に、おおむね同意はいただいている状況ではございます。ただ、1 名、一番ちょっと面積の大きい方が非常に交渉のほうに難航はしている状況ですので、交渉のほうの進展は見られておりますので、それは併せて現在、用地買収に向けて努力していきたいというふうに今考えております。

古川委員 すみません。じゃ、その 1 万六千何がし平米の図面はありますか。

教育部長 図面はあります。後で皆さんのほうに配付したいと思います。

古川委員 よろしくをお願いします。

委員長 そのほか質疑ございませんか。

寺門委員 154 ページ、155 ページ、歴史民俗資料館運営のところで特別展開催事業ということで、備品購入費ということで、先ほど展示用品等を買うんだよというお話はありましたが、いつも特別展のときは大変苦勞をされて展示をされているので、これ具体的にはどういう展示用品を買うのかちょっと教えてください。

生涯学習課長 こちらにつきましては、温度・湿度の管理ができます収納ケースのほうを購入

する予定になっております。こちらにつきましては、寄託を受けております刀を展示したいというふうに考えております。また、その刀以外にも資料館のほうで保存しております文書等の展示のほうもできるように購入のほうを考えているところでございます。

以上になります。

寺門委員 湿度管理のできる低温ケースだと思いますけれども、これは1個というのか、個数はどれぐらいなんですか。

生涯学習課長 1ケースになります。

寺門委員 1ケースというと、大きさはどれぐらいになりますか。

歴史民俗資料館副館長 お答えします。

大きき的には畳1畳分、高さが1メートルぐらいになります。

以上です。

寺門委員 わかりました。

小泉委員 歴史館のほうの運営等を見ていくと、資料の購入費というのがないように思うんですけれども、日々運営していくに当たっては、やっぱり新しいものを入れたりとか必要なんじゃないかなと思うんですが、そのあたりはどうなんでしょうか。

歴史民俗資料館副館長 お答えします。

一応、資料館の規則で資料のほうは寄贈とか寄託、購入費がちょっと取れないことになってますんで、あと図書館のほうに購入してもらって、図書館から寄贈、寄託という形で資料をそろえています。

以上です。

委員長 そのほか質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑ございませんので、続きまして、9款教育費、6項保健体育費、1目保健体育総務費、3目体育施設費、4目総合公園費について説明を求めます。

生涯学習課長 それでは、続きまして、158ページをお開きください。

6項保健体育費、1目保健体育総務費1億2,384万円、4億176万7,000円の減になります。減額の主な理由は、国民体育大会準備事業に伴う会場整備等の委託契約完了に伴う委託料の減によるものです。

次ページ、161ページをお開きください。

下段になります。

3目体育施設費6,800万3,000円、2,141万5,000円の増になります。増額の主な理由につきましては、かわまちづくり支援制度による那珂川河川敷の整備に係る費用増によるものです。

続きまして、次ページ、162ページをお開きください。

下段になります。

4目総合公園費1億7,589万9,000円、1,877万5,000円の減になります。減額の主な理由につきましては、アリーナ照明のLED化改修工事完了に伴う減によるものです。

6項保健体育費、各項目については以上となります。どうぞよろしくお願いいたします。  
委員長 執行部の説明が終わりました。

質疑ございますか。

小泉委員 かわまちづくりで臨時雇賃金が入っていますけれども、この方は、かわまちづくりのあの場所に管理人として置くということになるのでしょうか。

生涯学習課長 いえ、総合公園のスポーツ推進室の管理事務所のほうにおりまして、かわまちづくり支援事業の事業の推進のための事務を行っていただく職員になっております。

以上になります。

副委員長 ちょっと違うかもしれませんが、らぼ一にある運動器具の管理というのはどこの部分に入りますかね。

生涯学習課長 恐れ入ります、らぼ一のほうの器具の管理につきましては、市民協働課のほうで行っていただいているので、そちらのほうの管理になっております。

以上になります。

委員長 では、そちらのほうで質問してください。

そのほか質疑ありませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続きまして、いきいき茨城ゆめ国体準備事業経過報告についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

生涯学習課長 それでは、常任委員会資料に基づきましてご説明させていただきます。

まず、説明に入る前に、先日、議会だよりのほうで国体のほうを取り上げていただきまして、まことにありがとうございました。大変深く感謝申しあげたいと思います。さらに機運が高まったと感じておりますので、非常にありがたく思っております。ありがとうございます。

委員長 大変よかったですね。

生涯学習課長 ありがとうございます。恐れ入ります。

委員長 じゃ、よろしくお願いいたします。

生涯学習課長 それでは、常任委員会資料16ページをごらんください。

では、資料に沿いまして、ご説明させていただきます。

第74回国民体育大会いきいき茨城ゆめ国体は、2019年、今年が開催年となり、先ほど委員長のほうからもございましたが、新元号、新天皇がご即位になられて初めての国体という形になります。9月28日に総合開会式が笠松運動公園陸上競技場において開催されます。本日はちょうど200日前という形になっておりまして、いよいよ大詰めとなっ

てまいりました。

競技種目につきましては、委員の皆様ご存じのとおり、正式競技の馬術及びデモンストレーションスポーツの3B体操が開催予定となっております。

デモンストレーションスポーツの3B体操が本年6月30日に行われます。正式競技の馬術競技がリハーサル大会として6月1日から2日で行われ、本大会につきましては9月29日から10月3日の5日間の開催予定ということになっております。

馬術競技場の工程につきましては、6月のリハーサル大会に向け、現在、仮設建築物に対する確認申請及び給排水工事や電気工事等を行っているところでございます。

続きまして、国体PR活動としまして、昨年12月までは35回のイベント等に出席しておりますが、3月9日現在では42回を数えております。次年度については国体本番の年度なので、さらにこの数がふえてくると考えております。

また、昨年、ポスターコンクールを開催し、全部で242作品の応募をいただきました。最優秀賞1点、優秀賞2点を小学1年生から3年生の部と小学4年生から6年生の部、中学生の部から選出し、高校生・一般の部からは最優秀賞1点を表彰させていただきました。

ボランティア募集につきましては、1月30日現在の人数を記載しておりますが、直近の3月8日現在での人数は、個人が37名、団体・グループで9組49名、延べとしまして427名の参加をいただいておりますが、必要とされる人数にはまだ達しておりませんので、今後も引き続き呼びかけを行ってまいります。

17ページをごらんください。

上段に掲載しましたお写真につきましては、馬術競技場の施工状況となっております。県施工工事が完了に近づいているところでございます。

続きまして、中段の写真については昨年行われました福井県あわら市での3B体操の様子となっております。

下段に掲載しているものが福井国体で県外開催となった静岡県御殿場市の馬場馬術競技の様相となっております。この視察につきましては、那珂市職員が参加しております。

最後に、現在、那珂市の炬火名及び3B体操の一般参加者の募集を行っております。たくさんの方に応募いただければと考えております。

以上になります。よろしく願いいたします。

委員長 執行部より説明が終わりました。

質疑ございますか。

古川委員 16ページの運営ボランティアについてお伺いします。

現在、個人が37名ですよね、先ほどおっしゃったね。37名、団体・グループが9組49名ということで。その数を、例えば2日間だとこれが倍になるという、その延べ人数でいうと、そういう計算で393名になっているんですよね。

生涯学習課長 委員おっしゃるとおりです。それぞれの日数に応じた形で延べ人数という形になっております。

以上になります。

古川委員 そうしますと、目標人数延べ 700 名にはほど遠い人数ということで、危機感を感じていますか。

生涯学習課長 感じております。

古川委員 今後は募集をどういう方法で強化するとか何か。普通に今までどおりやっていたら集まるというふうにお考えなんですか。

生涯学習課長 いえ、それでは集まっていられないと思っておりますので、積極的にいろんなところでボランティアについての参加を呼びかけていきたいというふうに考えております。

古川委員 いや、具体的にどういうふうに積極的にやるのがきちんとないと、いや、強化します、強化します、頑張りますと言ったって集まらないと思うんで。具体的に何かないんですか。

国体推進室長 今度は地区のほうに説明会というふうなことで、今度の土曜日にもそうなんですけど、地区のほうに出向いてボランティアの募集ということで説明会を行う予定で今進めております。

古川委員 地区というのは、自治会とかそういうことですか。

国体推進室長 そうです、はい。五台地区になるんですが、会場周辺からまずお声がけということでいただいておりますので、そちらのほうへ出向いてボランティアの説明ということをしていくような予定でおります。

古川委員 わかりました。ぜひ頑張っていたきたいんですが、あと、例えば高校生とか、そういう学生さんのボランティアについてはどんな感じですか。

国体推進室長 高校生に関しましては、那珂高校と水戸農業高校のほうに補助員というふうな形で、別の形で、ボランティアではなく、補助をしていただく方ということで依頼をさせていただいて、応援していただけるというふうな形でお答えはいただいております。

古川委員 わかりました。

そうしますと、そちらはそちら、補助員は補助員でまた目標人数というのがあるんじゃないですか。それはもう達しているんでしょうか。

国体推進室長 補助員のほうについては予定に達しております。

古川委員 わかりました。

委員長 そのほか質疑ありませんでしょうか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

続きまして、第3次那珂市読書活動推進計画についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

生涯学習課長 続きまして、第3次那珂市読書活動推進計画についてご報告いたします。

常任委員会資料18ページをごらんください。

今回の計画につきましては、現行の計画期間が今年度をもって期間満了となることから、現計画を見直し、平成31年度から平成35年度までの5年間の計画期間としたものです。

概要についてご説明いたします。

名称としましては、第3次那珂市読書活動推進計画とし、現第2次那珂市読書活動推進計画の期間満了に伴う見直しを行っております。

計画策定の趣旨としましては、第1次推進計画策定当初から継承しております市立図書館を読書活動推進の拠点として位置づけ、乳幼児から高齢者まで、世代の枠にとらわれることなく、市民の読書環境の整備を図り、一人でも多くの市民が読書を生活の一部に取り入れ、文化的で生きがいのある暮らしができる環境を整えるための読書活動推進の方向性を示す計画として策定しております。

計画の位置づけとしまして、本計画は、平成13年に施行されました子どもの読書活動の推進に関する法律第4条に基づき、市町村の計画として位置づけられており、図書館の内部計画として策定しております。策定にあたりまして、国においては平成14年に策定されました子どもの読書活動の推進に関する基本計画を、また、茨城県においては平成15年に策定されましたいばらき子ども読書活動推進計画を勘案いたしまして、平成21年10月に第1次那珂市読書活動推進計画を策定しております。

計画の構成といたしましては、全体として、基本方針、実施計画、施策で構成されております。期間といたしましては5年間とし、第1次推進計画が平成21年度から平成25年度、第2次推進計画が平成26年度から平成30年度となっており、本年度で期間満了となり見直しの時期となりましたことから、平成31年度から平成35年度までの5年間の計画を策定しております。

策定するにあたりまして、1次及び2次の計画の事務の流れに沿いながら、まずは図書館をご利用いただいている市民の方及びブックスタート事業にご参加いただいた市民の方にアンケート調査を平成30年1月から5月にかけて行いました。それぞれ207人及び99人のご回答をいただき、そのご意見について反映させていただいております。

また、庁内の子供の読書活動に関係のある5つの課並びに社会福祉協議会をもって構成される那珂市読書活動推進計画検討委員会において、本計画の進捗状況や課題等を検証、整理するとともに、具体的な解決策等を検討するなど、関係部署との連携を図ってまいりました。

その後、その経過及び結果について、那珂市立図書館協議会に諮問し、答申を得まして、その結果を踏まえまして、教育委員会定例会に諮っております。

さらに、より多くの方のご意見をいただくために、平成30年12月20日から平成31

年1月20日までの1カ月間、パブリックコメントを実施し、お一人の方から6件のコメントをいただいております。コメントの内容につきましては、関係団体との連携強化や読書環境づくり、図書館の情報提供方法について、備品増についてといった内容になっております。

次のページをお開きください。

計画の主な内容についてご説明いたします。

主な内容といたしましては、5章で構成されております。

第1章につきましては、計画策定の趣旨及び基本方針並びに期間を掲載しております。

第2章につきましては、第2次計画の取り組みについての検証と今後の課題について掲載しております。

第3章につきましては、第2次計画の検証と課題を踏まえての第3次計画の実実施計画及び施策を掲載しております。

最後に、第4章については推進体制を、5章については資料編を掲載しております。

計画書のほうをごらんいただければと思います。

本編表紙をお開きいただき、第3次計画の構成図をごらんください。

本計画は、3つの基本方針、3つの実施計画、11の施策から構成しております。

基本方針は、市民が読書に親しむ機会の提供及び充実、地域・学校等の場における読書環境の整備、読書活動に関する理解と関心の普及の3つで、これまでの計画の基本方針を引き継いでおります。

また、実施計画は、本に親しむ機会の提供、読書環境の整備・充実、広報・啓発の3つで、こちらについては図書館、学校、幼稚園など組織ごとであったため、重複している施策が多かったことから、本計画では施策の内容ごとにまとめ、図書館が中心となり、より関係機関との連携、協力を重視した実施計画といたしました。

また、新しい施策といたしまして、図書館の利用者が減少傾向にあることや図書館の事業を知らない方が多くいることから、基本方針3の実実施計画3、広報・啓発に図書館のPRと利用促進を追加いたしました。図書館の諸体験や図書館の利用についての出前講座等を行い、図書館利用を促進する取り組みと転入時や新入学時に図書館の利用案内やイベント情報を提供し、新規利用を促進する取り組みを行い、今まで図書館や読書活動に興味のなかった方へも積極的に働きかけを行う計画となっております。

本計画は、関係各課のほか、市内の各小中学校、幼稚園などへの配布、ホームページへの掲載や図書館での閲覧などを通して広く周知してまいりたいと考えております。

説明については以上になります。よろしく願いいたします。

委員長 執行部より説明が終わりました。

質疑ありませんか。

古川委員 ちょっと中をよく読んでいないので、どこかに書いてあるのかもしれませんが、県

の県立図書館がございますよね。そことの何か連携といいますか、県のほうの主要施策のところには、各市町村で県立図書館の本が貸せるようにインターネット予約とかそういうのを推進するというふうに県のほうには書いてあるんですけども、その辺はもう市のほうにはおりてきているんですか。

生涯学習課長 県との連携につきましては十分とれている状況になっております。

図書館長 県立図書館のほうとの連携なんですけれども、相互貸借といって、那珂市立図書館にない本を県立図書館から借りて利用者に提供したりとか、あと、職員の研修なども県立図書館のほうで実施していただいております。

以上でございます。

古川委員 いただいておりますということなんですけど、さらにそれをもっと、現在は週1回だけれども、今度は週2回、各市町村の図書館に本を搬送するとかということの報道を県ではやるというふうに言っているんですけども、そういうのも、もうわかっているのかな。

図書館長 相互貸借につきましては、配送料とかがかかりますので、県のほうでは週に1回ということで規定されております。

古川委員 それは、今はですよ。何か2019年4月から週2回にすると県のほうには書いてあるんで。市のほうではまだわかっていないですか。

図書館長 市のほうにはまだおりてきてはおりません。

古川委員 わかりました。

寺門委員 活字離れが言われて久しいと思うんですけども、本を読む人が少ない、実際図書館メインで今活動してもらっていますけれども、以前は、例えばふれあいセンターよしのでも本が置いてありましたし、身近なところで、図書館まで行かなくても借りられるというのがありましたけれども、今その環境は少し減っているというのと、あと、これパソコンで本を読むということも最近ではふえてきていますよね、若い子については。その辺はどう捉えるかもあるんですけども、やっぱりPRは、家読ですかね、お家で本を読まれる方も少なくなっているし、だから、活字に触れる機会が少なくなったので、じゃどうしましょうということなんだろうと思うんですけども。これも図書館だけではなくて、もう少しふれあいセンターあたりにも本を置いていただいたり、あと、各相談センターもございますけれども、その辺にも置いていただいたり、どこでも借りられる環境をつくっていただきたいのと、もう一つはPRですよ。今のままでいくと、結構年代的にも7歳から15歳とか、40歳から49歳とかいう年代は非常にアンケートの結果でも読書していますよというのは少ない中でもあるんですけども、加えて言うと、いずれも男子が少ない。いわゆるお父さん方が読んでいませんねということになるかと思うんですけども。だから、家読をもう少し徹底的にPRをしていただいて、その機会もね。家読キャンペーンみたいなものをつくってやるとか、その辺をちょっと工夫していただ

きたいんですけれども、その辺どうですかね。

生涯学習課長 検討してまいりたいと思います。

委員長 そのほか質疑ございませんか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

以上で生涯学習課所管部分を終了します。

暫時休憩いたします。

再開を午後1時といたします。

なお、午後の審議は、議事の都合によりまして、請願第2号から始めますので、よろしくお願いいたします。

休憩（午前11時59分）

再開（午後1時00分）

委員長 では、再開いたします。

請願第2号 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願を議題といたします。

では、最初に事務局に請願を朗読させます。

次長補佐 請願第2号 後期高齢者の医療費自己負担2割への引き上げに反対する請願を朗読いたします。

日ごろから地域住民のいのちと暮らしを守るためのご奮闘に心から敬意を表します。

経済財政諮問会議や財務省の財政制度審議会で「世代間の負担の公平性」を図るとして、後期高齢者医療の窓口負担を1割から2割にする負担増が審議されています。既に70歳から74歳の医療費自己負担は、2014年度の改定で「新たに70歳に到達する人においては2割とする」として引き上げられております。また、現役並み所得の人は70歳以上でも3割負担となっています。

高齢者は、戦後の経済発展の支え手となり、今日の日本をつくり上げてきました。しかし、後期高齢者医療制度という年齢で差別する制度が施行され、今年10月からは低所得者への「軽減措置」も廃止されようとしています。一方、公的年金は減らされ収入が生活保護基準以下を下回る世帯は3割に迫っています。保険料は上がり続け生活苦は限界を超えています。高齢になっても働き続けなければなりません。

以上の趣旨から以下の項目について、地方自治法第99条の規定に基づき、政府関係機関に意見書を提出くださるよう請願いたします。

請願事項1、75歳以上の医療費の窓口負担の2割への引き上げをしないでください。

以上です。

委員長 続きまして、請願の紹介議員であります花島議員よりお申し出がありましたので、請願内容の説明を5分程度でお願いいたします。

花島議員 請願者が都合により出席できないということで、私が簡単に趣旨等をご説明して、補足説明いたしたいと思います。

まず私自身としてこの請願を支持する基本的な考えがあります。健康保険については、利用者の負担を極力軽減して、窓口負担も少なくすべきだというのが私の考えです。これは、一般の人についても同じことで、特に今回の件の高齢者に限ったことではないと思って考えています。一方、後期高齢者保険制度については、何年か前に高齢者ということで別の保険制度にされましたが、これについては実際は賛成できません。ですけれども、現在の制度の中で、よりよいあり方とか制度にしていきたいと思っています。

それで、今回の請願の背景についてですが、まず、後期高齢者の健康保険制度の導入時には、いくつかの負担軽減策がつけられていきましたが、次々と削られてきていまして、これに加入する方の負担はどんどんふえていっています。一方、経済も余り発展せず、あるいは発展したとしても、後期高齢者の場合は働いていないから、直接影響はないかもしれませんが、そういう苦しい状況が続いているということです。

今回の件の窓口負担については、現在の制度では現役並みの所得の方、この方々は30%です。現役並みに達していない方は10%です。これが20%にされるような審議であり、答申等が出されていることから、本件の請願の趣旨になっています。

それで問題は、後期高齢者の方だけでなく、後期高齢者の保険制度改悪が引き続きほかの方々の保険制度への改悪にもつながるという懸念が非常に大きいということです。それで、請願で言っていることについては、現在、所得が現役並みより少ない人の、先ほど言いましたように窓口負担は10%です。これを維持して20%に上げないでほしいという趣旨です。ちなみに現役並み所得の方々の現在30%については、今の請願では特に触れていません。

補足しまして、いくつかの資料をつけました。

今回の請願については、窓口負担のことなんですが、全般的に保険の負担というものについて無関係ではないので、いろいろにわか勉強で資料をつけてきました。

最初の参考資料1は、茨城県の後期高齢者医療広域連合のホームページから過去の保険料率等が記載されていまして、それを紹介しました。均等割額というのと所得割額というのがあるんですが、均等割も所得割もこのところ若干ずつふえ続けています。

ここにあらわれていないのは、軽減制度というのがありまして、その裏のところに、余り書いていないんですが、次のグラフに7割、5割とかいうのがありまして、こういうのも削られようとしています。

最後につけた資料、最後の6ページ目ですが、これは医療費全体の負担、後期高齢者の方の医療費の負担がどういうふうになっているかを示す図で、支払基金のホームページから持ってきました。ここにありますように半分ぐらいの公費ということなんですが、この分をしっかりふやしていったら、患者の負担を少なくすべしであるというのが基本的

な考えです。

以上、簡単ですが、考えを述べました。

委員長 ただいま花島議員のほうから説明をいただきました。

ただいまの説明に対しまして、委員より質疑がございましたらどうぞお願いいたします。

小泉委員 請願の背景で3番の保険制度の改悪の下地づくりになるというのは、これはどういう意味でしょうか。

花島議員 後期高齢者の負担を重くし、この次は普通の方の重くし、こういう何ていうんですか、スパイラルになりかねないということですね。高齢者の方もこういうふうにしたんだから、あなたたちももう少し負担を我慢しなさいみたいな話になるということです。

私の個人的な考えは、基本的には高齢者だからといってどうこうすべきだとは思っていません。ただ、考えていただきたいのは、別の枠にしてしまったという、別の制度になってしまっているの、何かそういう分担の割合なり、負担の割合が見えない形になっているので、私自身もちょっとすっきりしないところです、正直言って。

委員長 そのほかございませんでしょうか。

皆さんのほうから特別質疑ございませんか。

副委員長 これ75歳以上の人が今度2割になる。

今の負担率というのは現役世代が4、本人負担が1というのが今の後期高齢者の制度の中での負担率だと思うんですけども、間違っていないですよ。

花島議員 大体そうですね。

副委員長 そうなってくると、結局今度は現役世代の負担率が3になって、自己負担2、公的が5という負担率。今後これはますます高齢者というのは多分、この間も団塊の世代が2025年にはかなりの方が後期高齢者となられるわけですが、財源というのは確保できるんですかね。

花島議員 財源というのは、決まった枠の中でしかないと考えたら、それは足りないわけですが、国全体のことなので、しかるべき手当をすればできるはずだと考えています。ちなみに日本医師会は後期高齢者については負担をもっと減らせとむしろ言っていますね、現在。それはほかで賄えると。ただ、日本医師会の考え方そのもの、ほかの部分の考えもありますので、ほかの負担を多くしてということを行っているの、私はそれは、その部分は賛成できません。

ただ、国の公費負担というのはもともとあるわけですよ、5割、現在でというと一般後期高齢者が公費約5割負担していますが、それをふやしていいかなと私は思っています。ただ、今回はどこでどうしろということまでは言っていないですね。

確かにこの制度を分けて、分けたと言いましたが、制度は分かれているんですけども、負担が完全に分かれているわけじゃないですよ。一般の健康保険組合などの加盟者は結構取られて、そこに回されています。この最後のページにあるとおり回されているの

で、これもいかなものかなと正直思います。国がやるべきだと、本来。

副委員長 よくテレビなんかでも取りざたされている問題、多分これだと思うんですけども。

よく聞く話なんですけれども、1割負担だから病院を、何でしょう、はしごじゃないですけども、あっちへ行ってみたり、こっち行ってみたり、こっちで薬もらってみたりなんていう問題も出ているのも、これ多分事実かと思うんですよ。2割が妥当、1割が妥当とは、ちょっと正直、私もわかりかねる問題ですけども。でも、国の財政事情を考えて、国のほうではやってきているような気はするんですよ。大変じゃなければ多分こういうこともないと思うし、今までどおりでできるのであれば、多分今後その世代の方々の人数がふえていって、このままでは保険が破綻しちゃうよというような感覚だから、こうなったんじゃないかなと思うんですけども。その辺どうですか。

花島議員 それは先ほど言いましたように、決まった予算の枠というのを固定して考えたら、おっしゃるとおりです。だけれども、それはそもそも違うというのは私は考えています。人の人口割合とかそういう問題に応じて予算配分なり、国として何をやるべきかということをきちっと考えて配分していくことであって、今回の件では直接関係はないですが、例えば防衛費なんかは必要性に応じてばんばん使っていますよね。私は必要と思っていない部分がたくさんあるんですが、要は、こういうことが必要と考えるかどうかはまず第一です。それが1つ。それから、医療費が少ないから、自分が払う分ですかね、少ないからはしごするかという、それはゼロじゃないと思いますけれどもね。でも、むしろ私は逆のことを心配していますね。お金がなかったり、払えなかったりしたせいで医療機関にかかるのが手続が大変になる方が結構いまして、それでぐあいが悪いのに行けない。あるいは行っても、お金のかかる検査を避けてしまう。つい最近、私の知人もそれで亡くなったんですが。

個人的にはちゃんと払うことをしないでいたりしたことによって、そういうふうになったというのもあるんですが、やっぱり負担が大きいということも結構あると。特に収入の少ない方ですね。先ほど言いましたように、現役並みの所得がある方について3割のやつをもっと減らせというようなことは考えとしてはあるんですが、この請願では、私も請願者も述べておりません。ですから、1割を2割にしないでほしい、1割の部分はですね、今の。2割にしないでほしいというだけの内容です。

ですから、国として何に力を入れるかということだと思うんです。憲法でいろんなこと保障されていますが、健康で文化的な最低限度の生活というのがありまして、それは見方によってはスローガンだけになっているんですが、できればそれを本物にしたいというのは多分、請願者の趣旨じゃないかと思います。できれば医療費を無料にしたい。だけれども、それはすぐにはできないことなんで、このような内容になっているかなと思っています。

副委員長 そうなんですけれども、私も75歳以上の方が全部2割負担になることに関しては

いけないことだなど思うんです、その方の生活状況に応じた負担率があつていいのかなというのは、75 歳以上だつて、我々なんかよりも貯蓄たくさん持っていて、お金持っている方々もいっぱいいると思うんですよね。75 歳以上の方々が全然ないというのも、これまた一つの、ないなんていう考え方はしないほうがいいのかななんて思って考えているところです。

小泉委員 花島議員がおっしゃることはよくわかります。ここの枠で考えれば、多分予算は足りないんだろうというところで、1 割を 2 割にしましょうという今議論がされていて、ただ、国全体の予算の枠で考えれば、例えば防衛費を削ればこちらに回せるんじゃないか、それはそのとおりだとは思いますが、現状で今の選挙で選ばれた議員たちが内閣をつくり、そして予算を組んでいるわけですので、現状でそこが大きく変わることはないのかなと思います。であれば、今の現状の枠の中の予算として、あくまでもこれを考えていったときには、やっぱり成り立たない部分があるんじゃないかというふうに私は思いますし、これが 2 割を 3 割とか、現役世代よりも高くしろというのであれば、私も反対ではありますけれども、ここで 1 割から 2 割の負担というのは、私はそう考えていくと、ある程度やむを得ない部分もあるのかなというふうには思いますが。これは私の意見になってしまいますが。

委員長 花島議員への質問という形で、今のところはお願いたします。

じゃ、私のほうから 1 つ。

私のほうで調べればわかると思うんですけれども、今回その 2 割負担になる方の対象ですね、現在 1 割だけでも、今度 2 割負担になるだろうと、現在の 3 割負担、2 割負担の方を除いた今回の対象者というのは何%ぐらいいるんですか、全体の。

花島議員 すみません、それは把握していないんです。ただですね、もともと 75 歳以上という結構収入少ない方が多いと思います。とはいえ、現役並みの収入という方が、所得限度額でいうと六十何万円とかいう感じですから、かなり多いとはいっても、大部分ではないという感じがしますね。すみません、ちょっとそこのところちゃんと把握していないんです。

委員長 どのくらいの方が今回 2 割負担になって、負担がふえるということで問題視されているのかなということで、今何%くらいですかと聞いたんですけれども。パーセンテージでそれほど多くないというのであれば、ちょっと 2 割負担というのについてもそんなに問題ではないのかなと思うんですが、いかがですか。

花島議員 それはむしろ逆で、経済的に大変な方が一体どれだけ負担になるかということで、何人いるかではなく考えています。これでいいますと、平均年収で 807 万円ぐらい以上の方は、現役並みという感じなんで、かなりの人がこれに属するんじゃないですかね。資産があつて、年金もすごい潤沢と、あるいは年金が潤沢と、そういう方は除かれるだけなので。75 歳以上の方のかなりの部分はこちらに入るんじゃないかと思います。

すみません、それは正確な数字ないんで。ただ、大事なのは、何割の人がではなくて、どのくらい大変な人がよりどれだけ大変になるかという観点で考えています。

委員長 そのほか質疑ございますか。

(なし)

委員長 では、質疑がないようですので、説明者への質疑を以上で終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午後 1 時 20 分）

再開（午後 1 時 20 分）

委員長 再開いたします。

これより各委員よりの意見を伺います。

先ほどご自分の意見を述べられた方もありましたが、そのほかにご自分の意見を述べていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(なし)

委員長 それでは、意見がございませんので、これより討論に入ります。

討論ございますか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより請願第 2 号を採決いたします。

採決は挙手により行います。

請願第 2 号を採択することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

委員長 挙手なしということで、請願第 2 号は不採択とするものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩（午後 1 時 22 分）

再開（午後 1 時 24 分）

委員長 再開いたします。

健康推進課が出席いたしました。

議案第 17 号 平成 31 年度那珂市一般会計予算、健康推進課所管部分を議題といたします。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、2 目予防費、3 目健康増進事業費について説明を求めます。

健康推進課長 健康推進課の片岡です。外 3 名が出席しております。着座にて説明させていただきます。よろしく願いいたします。

予算書 85 ページから 87 ページをお開きください。また、主要事業説明書につきましては 75 ページから 80 ページとなります。

4 款衛生費、1 項保健衛生費、1 目保健衛生総務費、本年度予算額 2 億 6,962 万 5,000 円でございます。健康推進課、環境課の職員人件費のほか、献血推進事業、休日・年末年始等における軽度の救急患者診療のための休日診療委託事業、それから、常陸大宮済生会病院への運営負担金、水戸市が中心となって周辺 8 市町村と協定を締結しました県央地域定住自立圏連携事業等への各種負担金、総合保健福祉センター運営に係ります総合保健福祉センター管理事業等における事業予算でございます。

前年度と比較しまして 1,156 万 8,000 円の増となっております。増額の内訳としましては、保健衛生総務事務費の中で常陸大宮済生会病院等への負担金、救急医療二次病院制運営におきまして、運営負担金増のほか、総合保健福祉センター管理事業におきまして、保健福祉センターの空調設備改修工事等に伴います工事請負費等によるものでございます。

続きまして、予算書 87 ページから 89 ページをお願いいたします。

2 目予防費、本年度予算額 1 億 8,966 万 5,000 円でございます。予防接種法に基づきました定期予防接種や任意予防接種実施のための予防接種事業、妊産婦や乳幼児の健康診査等を実施するための母子健康診査・健康相談事業、乳幼児家庭全戸訪問事業、不妊治療費助成等に係る事業予算でございます。

前年度と比較しまして 105 万 6,000 円の増となっております。増額の内訳としましては、母子健康診査・健康相談事業におきまして、産後早期からの支援のため、産婦健康診査や産後ケア費用の助成を行う健康診査等での増額となっております。また、予防接種事業におきましては、平成 31 年度より任意接種としまして、乳児を対象としましたロタウイルスワクチン接種の一部助成を開始いたします。

続きまして、予算書 89 ページから 90 ページをお願いいたします。

3 目健康増進事業費、本年度予算額 5,257 万 6,000 円でございます。疾病の早期発見や健康の保持増進を図るため、生活習慣病予防検診や、胃がんや大腸がん等の各種がん検診など、総合実施するための健診を各種健康診査事業。また、乳がんや子宮頸がんの検診の対象者のうち、特定の年齢の方へ無料クーポン券等の配布によりまして、女性がんの検診を奨励しますがん検診推進事業、それから、那珂市食生活改善推進員協議会への団体補助事業等に係る事業予算でございます。

前年度と比較しまして 525 万 3,000 円の減額となっております。減額の理由としましては、平成 30 年度に実施しましたがん検診受診率向上補助金等を活用しました事業の終了、それから、各種検診事業におきまして、検診関係の委託料の減額が理由となっております。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

委員長 執行部からの説明が終わりました。

これにつきまして質疑ございますか。

古川委員 89 ページの予防費の不妊治療費助成事業についてちょっとお伺いします。

主要事業説明書の 78 ページにもございますが、前年度予算が 337 万 5,000 円、今年度が 375 万円ということで、プラス 37 万 5,000 円。先ほど平成 30 年度の補正予算で 75 万円補正しましたよね。ということは、そのぐらい足りないから補正したんだと思うんですけども、その辺とこの今年度予算、大した金額の差ではないですが、何かその辺のプラス 37 万 5,000 円、前年度から比較して。何か理由とかございますか。

健康推進課長 平成 30 年度予算におきましては、平成 28 年度の実績が 36 件と少なかったため、予算計上額を少なく計上いたしました。また、平成 31 年度につきましては、平成 30 年度の現在の実績が 52 件と、補助の申請が出ているため、増額の予算として計上しております。

以上です。

古川委員 それはわかります。ですから、それがプラス 37 万 5,000 円前年度比で大丈夫なんでしょうかということなんですけれども。

健康推進課長 今の 375 万で大丈夫ですかということですね。ごめんなさい、もう一度お願いできますでしょうか。

古川委員 じゃ、もう一度言いますね。平成 30 年度予算が 337 万 5,000 円ですよ。それで、今のご説明で平成 30 年度はもう 52 件ぐらいになっていると。予算が足りないから、平成 30 年度の補正予算をプラス 75 万円したわけですよ。75 万円が平成 30 年度予算に乗ってくるならわかるんですけども、それが 37 万 5,000 円しか前年度と比較してプラスになっていないから、足りるんですか、大丈夫ですかという話なんです。

健康推進課長 こちらのほうは予算編成の時期が 12 月ぐらいの査定になりますので、その時期の見込みに応じて予算申請をしております。今年度補正予算で 75 万円ほど増額をいたしました。3 月現在におきましてそこまでの執行見込みは立っておりません。現時点での平成 31 年度の見込みにつきましては 375 万円で 50 件の件数と見込んでおります。過去の実績等の平均として約 50 件前後ですので、平成 31 年度の予算については 50 件という形で財政の中で査定を受けた金額となっております。

古川委員 わかりました。

だから、50 件で足りるということではなくて、予算を編成したときには 50 件ぐらいになるだろうということで、この 375 万円という予算を計上したということですよ。

健康推進課長 そのとおりでございます。

古川委員 わかりました。

委員長 そのほか質疑ありませんか。

副委員長 87 ページ、3 歳児健康診査事業、予防接種事業なんかは多分、今、子供の虐待の問題がテレビでも連日やっていると思うんですが、この受診率というのはほぼ 100%になっていますか。3 歳の子供がちゃんと健康診査を受けられるとか、予防接種も大体 100%

の割合で親が連れてきているとかとなっておりますか。

健康推進課長 予防接種はまた別になりますが、3歳児健康診査事業につきましては、平成29年度の実績で対象者429名に対しまして利用率が96.3%となっております。

副委員長 100%にならないのは、やっぱり連れてこない親がいるということですか。

健康推進課長 通知を出しても健診等に来館されない方がいらっしゃるというような形になっております。

副委員長 そうなのというのは、後々追跡で、これこっちの乳幼児は家庭全戸訪問なんてやっていますけれども、そういう後までというのは全戸を見たり等はしないんですね。

健康推進課長 こちらのほうにつきましても、健診等に訪れない親御さんにつきましては、電話等で連絡をとりまして、その期間を過ぎましても健診に訪れるような形で受診の勧奨はしております。

副委員長 それでも100%にならないというのが現状なんですか。

健康推進課長 はい。

副委員長 わかりました。

小泉委員 86ページの負担金で県央地域定住自立圏連携事業とあるんですが、これ事業の内容というのを教えていただいてもよろしいですか。

健康推進課長 平成31年度分の定住自立圏の負担金につきましては、6つほど事業がありまして、まず1つ目が診療所情報啓発事業、それから診療所運営支援事業、産婦人科医等確保事業、小児科医確保対策検討事業、看護師等確保事業、小中学校病院体験ツアー等の内容となっております。

寺門委員 89ページの上から2つ目、未熟児養育医療給付事業、これは2,000グラム未満が対応になるかと思うんですが、昨年度対象者がいたのかということと、もう一つは、これ1人当たりどれぐらいの給付をしているのかということのを教えてください。

健康推進課長 申しわけございません。こちらのほうはこども課の所管事業になります。

寺門委員 すみません、これはそうですね。

下のほうの各種検診事業の中で、89ページですが、臨時雇賃金ということで、これは何名でどういう仕事の内容なのか教えてください。

健康増進G長 健康増進グループ長をしている大島と申します。

こちら賃金につきましては、各総合健診及び女性がん検診のほうに当日受け付けとして事務に携わる者、当日4名から5名、総合健診については早朝健診、午前中いっぱいお願いしている部分と、女性がん検診については丸1日、それぞれ2名ずつお願いしている部分で、総合健診が35日間、年間ございます。女性がん検診は20日、年間ございまして、そちらプラス結果の発送事務や5月から一斉の周知に携わる封入封緘作業、こちらのほうで予算をとっております。人数的には、発送に関する者も、年間では10日から20日程度になりますが、約10名程度で1日お願いしています。

それから、結果のほうを全て台帳管理ということでシステムに入力をしておりますので、そちら年間 100 日程度、事務のほうを臨時でお願いしている部分がございます。

以上です。

寺門委員 わかりました。

そうすると、実質人員は 10 名で、今言った内容の仕事をそれぞれ分担して、各技術に応じてやっているということですね。わかりました。

委員長 そのほか質疑ございますか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

以上で健康推進課所管部分を終了します。

暫時休憩いたします。

休憩（午後 1 時 40 分）

再開（午後 1 時 41 分）

委員長 再開いたします。

社会福祉課が出席いたしました。

議案第 4 号 那珂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を求めます。お願いいたします。

社会福祉課長 社会福祉課課長の生田目です。外 3 名が出席しております。どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、議案書の 20 ページをお開き願います。

議案第 4 号 那珂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例。

那珂市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものでございます。

提案理由でございますが、第 8 次地方分権一括法による災害弔慰金の支給等に関する法律の一部を改正する規定が平成 31 年 4 月 1 日から施行されることに伴いまして、災害援護資金貸付について貸付利率、保証人の有無及び償還方法を市が定めることとなったため、市条例を改正し、被災者の状況に応じた災害援護資金の利用を可能とすることで、被災者の返済負担を軽減し、被災者支援の充実を図るものでございます。

次のページをお開き願います。

今回の改正内容ですが、保証人の必置事務が撤廃されたことに伴いまして、保証人を立てる、立てないについて選択できることとするため、第 14 条第 1 項に「災害援護資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる」という一文を加えます。そして、保証人を立てる場合は無利子とし、保証人を立てない場合は据え置き期間経過後の利率を現行の年 3 % から年 1.5 % に引き下げるものです。この年 1.5 % につきまして

は、さきの東日本大震災に係る国の特例法で適用している貸付利率と同じになっております。

また、第 14 条 3 項としまして、保証人は災害援護資金の貸付けを受けた者と連帯して債務を負担し、その保証債務には違約金を包含するものとするを追記しております。返済方法は現行の年賦償還に半年賦償還と月賦償還を追加し、被災者の状況に応じて選択できるようにしております。第 15 条 3 項の改正につきましては、保証人の必置義務の撤廃に伴い、条文の繰り上げ等による改正となっております。

この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行し、経過措置として、今回改正する第 14 条及び第 15 条 3 項につきましては、平成 31 年 4 月 1 日以降に生じた災害より適用し、同日前に生じた災害に伴う貸付けにつきましては従前の例によるものとなります。

説明は以上になります。

委員長 執行部からの説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 4 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 4 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 17 号 平成 31 年度那珂市一般会計予算、社会福祉課所管部分を議題といたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、3 目障害福祉費について説明を求めます。

社会福祉課長 それでは、予算書の 67 ページをお開き願います。

款項目、予算額の順にご説明いたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費 7 億 7,842 万 6,000 円です。このうち 69 ページ中段の国民健康保険特別会計繰出金 4 億 1,876 万円につきましては、保険課の所管となります。

68 ページの中段、民生委員推せん会設置事業 40 万 4,000 円ですが、平成 31 年度が民生委員の一斉改選の年に当たることから、3 回の開催を予定しておりまして、増額とな

っております。

また、70 ページをごらんください。

上段の包括的支援体制整備事業 1,676 万 2,000 円につきましては、平成 31 年度の新規事業になります。こちらにつきましては、主要事業説明書 44 ページに記載がございます。

近年、社会福祉の現状において、高齢、障がい、生活困窮、子育て等に関する課題が多種多様化、複雑化しており、そういった課題に適用できる包括的な支援体制を整備するとともに、制度のはざまの問題など、相談先が明確でないケースに対応する新たな福祉における総合相談窓口を設置するものです。今年 4 月から業務委託により、既存の福祉相談窓口を基盤に新たに専門員 2 名を配置し、相談窓口を市総合保健福祉センターひだまり内に設置する予定です。

この窓口では、関係各課や相談窓口が連携することで、迅速かつ適切な対応を図ってまいります。また、こちらは社会福祉法の改正により、包括的な支援体制の整備が市町村の努力義務として規定されており、新たな地域福祉計画におきましても、基本目標である包括的な支援体制の充実の中で重点事業の一つとして掲げているものです。

続きまして、予算書の 71 ページをごらんください。

中段になります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、3 目障害福祉費 12 億 4,906 万円になります。

次のページをお開き願います。

下段の障害福祉サービス給付事業 10 億 7,828 万 2,000 円です。主要事業説明書は 45 ページになります。昨年度に比べまして約 4,800 万円の増額となっておりますが、障がい者数が増加していることや障害福祉サービス制度への理解と利用が進んでいることに増加しているものです。

説明は以上になります。

委員長 執行部からの説明が終わりました。

質疑ございませんでしょうか。

古川委員 予算書 70 ページの包括的支援体制整備事業ですけれども、主要事業説明書の 44 ページ、先ほどご説明いただきましたけれども、ちょっと確認なんです、まずどこに設置するのかというのについてはひだまり内に設置するということよろしいですね。それから今、包括支援センターというのがあるんですね。それとの違いというのは、それは内容が違うんですか。

社会福祉課長 地域包括支援センターにつきましては、高齢者の相談ということで、対象は 65 歳以上になっております。こちらについてはそういった年齢の制限はございません。

古川委員 そうすると、高齢者だけではなくて、ここにあります障がいとか生活困窮とか子育てとか、つまり若い方でも相談に乗っていただける窓口なんだということなんですね。

社会福祉課長 こちらは福祉の総合相談窓口ということで、こちらとしては主に扱う案件とし

ては、複合的な課題を抱える世帯の支援にあたります。それぞれ各課に相談窓口がございますので、子供だけの問題でしたら、こども課で大丈夫かと思いますが、こちらは複合的な課題を抱えるケースを主に扱うこととしております。

古川委員 市民の方がわかりやすければ、わかれば、別に我々がどうのこうの言うことないんですが、何か今聞いてもちょっと私もよくまだ理解していないので。ちゃんとその窓口にこういう方が行けるんだ、つまり私が行っていいんだと、相談を受けていただけるんだということを市民の方がちゃんと理解できるように今後PRといいますか、周知されたほうがよろしいかと思えますね。

社会福祉課長 先ほども包括支援センターということで出ましたけれども、子供の相談につきましては、家庭児童相談室があったりとか、それぞれの今窓口のほう機能がしている状態で、それも全部まとめてここでというわけではなくて、そちらでも相談を受けつつ、こちらでも、どういった相談でも受け付けますよ。ただ、子供だけの問題でしたら、こどもの課におつなぎして終わるという形もあるかと思いますが、ずうっとここで持つていくケースとしては、やっぱり複合的にいろんな課が包括的に支援していくようなケースになると思っております。

古川委員 わかりました。

ちなみにこの名称は何という窓口になるんですか、包括支援窓口。だからちょっとね、わかりやすい名前のほうがいいなという提案なんですけれども。

社会福祉課長 そちらについては今ちょっと考え中でして、まだ決まってはいないんですが、皆さんがわかりやすい名称にはしていきたいと思っております。

委員長 そのほか質疑ございますか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、次に3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費、2目扶助費について説明を求めます。

社会福祉課長 予算書の83ページをお開き願います。

3款民生費、3項生活保護費、1目生活保護総務費7,503万2,000円です。

続いて、85ページをお開き願います。

2目扶助費4億9,913万6,000円です。こちらの生活保護扶助費につきましては、主要事業説明書は47ページになります。

こちらの生活保護扶助費につきましては、平成31年2月1日の生活保護世帯数240世帯、被保護者数は293人となっております。平成28年4月1日と比べますと、被保護者数は2人の減ですが、世帯数で見ますと14世帯の増加となっており、単身世帯がふえている状況でございます。また、被保護者の高齢化に伴いまして、医療に係る費用のほうが増加しております。

説明は以上になります。

委員長 執行部からの説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

私のほうから1つよろしいでしょうか。

生活保護費の中でいろいろ生活扶助とか医療扶助とかございますね。例えば医療扶助費というのは、これは生活保護受給者にとっては、医療は月に何回でも制限なく使えるということですか。

生活福祉G長 生活保護者の医療扶助なんですけど、一応基本的には国のほうの指導では月15日以内ということになっております。15日を超えるものについては、こちらのほうの指導を要するという記載がありますので、そちらのほうで指導を行っております。

以上です。

委員長 では、この病気の種類というか、例えばちょっとしたすり傷とか、転んでけがをしたとか、そういうのも全部ひっくるめて15日ということでしょうか。

生活福祉G長 1人の方が同一診療所に対して行く日数が15日になりますので、ほかの病院に行った場合には、その15日には含まれないという形になります。

以上です。

委員長 なるほど。じゃ、例えば極端な話、いろんな病気でその方が、そういうことはないでしょうけれども、毎日どこかの病院に行かれても、それは問題ないんですね。

生活福祉G長 生活保護の制度上は、そちらは許されるということになります。ただ、同一病名で違う病院にかかるということは許されませんので、違う病名でという条件であれば、そちらは大丈夫だということになります。

委員長 そのほか質疑ございますか。

(なし)

委員長 ないようですので、では、質疑を終結いたします。

続きまして、第3次那珂市地域福祉計画の策定についてを議題といたします。

執行部より説明を求めます。

社会福祉課長 第3次地域福祉計画の策定について説明をさせていただきます。

それでは、常任委員会資料の8ページをお開き願います。

那珂市地域福祉計画につきましては、現行の計画が平成30年度をもって終了するため、今年度において、平成31年度からの新たな計画の策定に取り組んでまいりました。前回、12月の常任委員会で途中経過を報告させていただいたところですが、このたび第3次那珂市地域福祉計画がまとまりましたので、報告をさせていただきます。

計画期間は平成31年度からの5年間になります。

根拠法令は社会福祉法第107条第1項から第3項になります。

プランの方針とこれまでの検討状況につきましては、計画書に沿って説明をさせていただきます。

計画書2ページをお開き願います。

地域福祉計画につきましては、市の最上位計画であります那珂市総合計画の地域福祉分野の具体的指針を示す計画となっております。高齢者、障がい者、児童などの地域福祉の推進に関する事項を一体的に定め、地域福祉施策の総合的な推進を図るものです。

続いて、4ページに計画の策定体制を記載してございます。

まず、③アンケート調査ですが、昨年度、地域に対する意識や今後の地域活動のあり方についてアンケート調査を実施し、780名の方から回答をいただいております。また、今年度につきましては、①の地域福祉計画推進委員会を3回、②のワーキング委員会を4回開催し、計画の検討、協議を行ってまいりました。

④につきましては、福祉関係者として民生委員、児童委員から意見聴取を行っております。

⑤のパブリックコメントにつきましては、平成31年1月10日から31日まで実施しております。

5ページからは市の状況と課題を記載しております。

6ページの人口ピラミッドや7ページの人口推計などから、那珂市においても少子高齢化が進行していることがわかります。高齢者の福祉サービスの充実や少子化対策として、安心して子育てができる環境の整備や地域全体で支援していくことが求められております。

また、13ページの現状から、障がい者も増加しており、社会からの差別をなくすため、障がい理解へも取り組む必要があります。また、障がい者や高齢者など、全ての人が利用しやすい情報のバリアフリー化、道路や公共施設のバリアフリー、ユニバーサルデザイン化の取り組みや、市民にバリアフリー、ユニバーサルデザインの考え方を周知することも重要です。

15ページからの市民アンケートの調査結果では、地域福祉に関する情報の収集方法として、「広報紙」の割合が圧倒的に高くなっており、今後も充実を図っていく必要がございます。また、市の情報発信媒体以外では、「地域包括支援センター」や「民生委員・児童委員」からの情報収集が低い結果となっており、今後は機能するための取り組みが求められております。

17ページの地域とのかかわりにつきましては、現状よりもより親しいつき合いを望んでいることや19ページで、地域の人と知り合い触れ合う機会をふやしたいと考えている割合が高いことから、地域活動などが活発に行われ、誰でも気軽に参加できるきっかけづくりや同じ悩みを抱える人同士が気軽に立ち寄れる環境の整備が必要となっております。

また、18ページでは、市役所をはじめ社会福祉協議会や民生委員・児童委員など、公的、もしくはそれに準ずる窓口が、市民が困ったり不安に感じたときの窓口として十分

に活用されていない状況から、それぞれの機関の役割や活動を周知し、有効に活用される必要がございます。

また、23 ページでは、福祉のサービスについて「わからない」と回答している割合が高く、自分や家族等が関係しない地域福祉の情報については関心が低いことから、福祉に関する情報発信を充実させることや利用しやすいサービスの展開が必要です。

続いて、計画の理念と目標につきましては、25 ページをごらんください。

「誰もが輝きやさしさと支え合いで安心して暮らせるまちへ」を基本理念とし、一人一人が福祉の主人公という自覚を持ち、それぞれの個性を発揮しながら地域で助け合って課題を解決していく仕組みをつくり、誰もが住みなれた那珂市で安心して暮らしていけるまちを目指すものです。

続いて、26 ページになります。

基本理念の実現のために4つの基本目標を掲げております。

ここでは、社会福祉法の改正により、市民は地域福祉の推進の主体として明確化され、受け身ではなく協働での関与や問題解決のための関係支援機関などと連携することが求められている一方、市町村においては、課題解決のための支援が包括的に行われるよう体制の整備が求められていることから、基本目標4の包括的な支援体制の充実については、今計画で新たに追加しております。

ここでは、地域の課題を早期に把握できる体制づくりや多種多様化、複雑化している課題について縦割りによる福祉サービスだけではなく、多機関が協働し、総合的、専門的な支援ができる体制整備を目指します。

27 ページの施策の体系では、基本目標の達成のために基本目標ごとに施策の方向を定め、施策を実施するための基本事業を制定しております。その基本事業の中から、先ほどお話しした市民アンケートの結果から見えてくる課題や法改正によりまして特に重点を置いて取り組むべき事項を重点事業として設定しております。

基本目標4の包括的な支援体制の充実の施策の体系、⑩柔軟で総合的・専門的な対応がとれる体制づくりの重点事業として、多機関協働による総合的な窓口の設置・運営支援を掲げておりますが、これは先ほど説明した新規事業になります。

28 ページに施策の展開を記載してあります。

市民、福祉団体、社会福祉協議会、行政等がそれぞれの役割の中でお互いに力を合わせる関係をつくり、自助、互助・共助、公助を重層的に組み合わせ、地域福祉の向上や課題解決に向け適切かつ効率的に施策を展開、実施し、地域共生社会の実現を目指します。

64 ページをごらんください。

基本目標ごとに2つから3つの成果指標を設定しております。

5年後の目標値を設定し、成果を客観的に評価します。

65 ページですが、計画の推進体制になります。

地域福祉計画推進委員会と地域福祉ワーキング委員会を設置し、計画の推進や進捗状況の管理調整を行ってまいります。また、計画の進捗管理につきましては、P D C A サイクルに基づき、事業の評価、点検を行い、年次的な進捗管理を行ってまいります。

説明は以上になります。よろしくお願ひします。

委員長 執行部からの説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、質疑を終結します。

以上で社会福祉課所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午後 2 時 04 分）

再開（午後 2 時 15 分）

委員長 再開いたします。

こども課が出席いたしました。

議案第 17 号 平成 31 年度那珂市一般会計予算、こども課所管部分を議題といたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、6 目医療福祉費について説明を求めます。

こども課長 こども課長の森です。私の外職員 5 名が出席しております。よろしくお願ひいたします。

それでは、予算書の 74 ページをお開き願ひします。資料の主要事業説明書は 49 ページになります。

3 款民生費、1 項社会福祉費、6 目医療福祉費、予算額でございますけれども、3 億 8,785 万 1,000 円でございます。マル福制度の妊産婦、小児、ひとり親世帯、重度心身障害者に係る事務費と扶助費の予算です。前年度と比較いたしまして 2,511 万 2,000 円の増額となっております。この増額となった主な理由ですが、平成 31 年 4 月から県制度の改正によりまして、精神障害者保健福祉手帳 1 級所持者が対象になった分、そして市単独事業として開始する高校生外来受診分がふえたことによるものです。

以上です。よろしくお願ひします。

委員長 執行部からの説明が終わりました。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 では、続きまして、3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費、2 目児童措置費、3 目保育所費、4 目発達相談センター費について説明を求めます。

こども課長 それでは、76 ページをお願ひいたします。

3 款民生費、2 項児童福祉費、1 目児童福祉総務費でございます。主要事業説明書は

50 ページになります。

予算額は1億4,192万4,000円です。前年度と比較して700万9,000円の増になっております。増額の主な理由といたしましては、学童保育事業の補助金で、民間学童保育所、旧日本米崎小学校で開所する学童が1園ふえたことによるものと、子ども・子育て支援計画推進事業で、計画策定の委託料を計上した分でございます。

次に、78ページをお願いいたします。

2目児童措置費です。ページ下のほうになります。主要事業説明書は51ページから53ページになります。

2目児童措置費、予算額は21億6,336万4,000円です。前年度と比較して7,959万9,000円の減となっております。増減の理由ですが、平成30年度に計上されていた認可保育園をつくるための補助金である民間保育所等整備事業の1億9,000万円ほどが今回は計上されていないこと、この補助金によりまして、認可保育所が1園ふえたことによりまして、民間保育所の入所事業の委託費が前年と比較してふえたという、この2つの差がこの減額の数字にあらわれてきております。

続きまして、79ページをお願いいたします。

3目保育所費、予算額2億1,855万4,000円です。菅谷保育所、子育て支援センター「つぼみ」に係る予算です。「つぼみ」につきましては、主要事業説明書54ページに載せてあります。前年度と比較して1,082万4,000円ほどの増額となっております。この主な理由は、菅谷保育所の修繕費、ウッドデッキの一部修繕、大ホールの空調設備改修工事、そして低年齢児用の遊具購入ということが主な理由であります。

続きまして、82ページをお願いいたします。

こども発達相談センター「すまいる」についてです。主要事業説明書では55ページになります。

4目発達相談センター費、予算額2,143万3,000円です。こちらは、こども発達相談センター「すまいる」の運営に係る経費でございます。昨年度から比べて229万円の増額になっています。これは、年々利用希望者が増加することへ対応するため、指導員として雇用する臨時保育士を1名ふやすための賃金と社会保険料が主な内容となっております。

説明は以上です。よろしくをお願いいたします。

委員長 執行部からの説明が終わりました。

質疑ございますでしょうか。

古川委員 どの予算というわけではないんですが、ゴールデンウィーク10連休予定されていますけれども、その間の学童、もしくは保育所は、やはり10連休になっちゃうんですか。

こども課長 今のところの予定ですけれども、大型連休に対応しますのは、10連休全部ではありませんが、その中日といたしまして、通常のゴールデンウィークでは休みにならない

かった4月30日、5月1日、5月2日、この中日である3日間には菅谷保育所、それから市内の公立学童保育所で対応しようと思っております。公立学童保育所につきましては、全部あけるといほどのニーズはないと考えておりますので、希望の多いところは1園での開所になりますが、少ないところはまとめてどこかのところでというような形で保育をしようと考えております。

また、民間のほうでも今検討中ですので、わかり次第、そういったものはホームページのほうで公開しようと思っております。

古川委員 わかりました。

国民全部が休みじゃないんで、そういうニーズがあるときにはよろしく願います。

ただ、その予算はこれ入っているんですか、人件費とかそういうのは。

こども課長 特別にこのためのものというのではないんですけども、この1年間の予算を計上いたしました、この中で何とかやりくりはできると思っております。

古川委員 わかりました。

委員長 そのほか質疑ございますか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、次にいきます。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費、未熟児養育医療給付事業について説明を求めます。

こども課長 ちょっとページが飛びまして、87ページになります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費になります。予算額は1億8,966万5,000円でございます。このうちこども課が所管となりますのが89ページの上から2つ目の未熟児養育医療給付事業、予算額が180万1,000円です。昨年と同額です。

以上です。よろしく願いいたします。

寺門委員 未熟児養育医療給付事業ですけれども、これ2,000グラム未満が多分対象になるかと思うんですが、昨年というのは実績があったのかどうかというのと、1人当たりの給付額というのはどれぐらいになりますか。

こども課長 昨年は対象となったのは3人です。年度によってばらつきはあります。また、額にも入院した日にちの期間の長さですとか症状によりまして違いますので、いくらということは一概には言えない状況ではあります。

寺門委員 そうしますと、今年でもう3人ぐらいは想定してこの予算は例年並みになるかと思うんですけども、そういう設定ですか。

こども課長 昨年は3人と申しあげましたけれども、6人ぐらいは対応しなければという考えで、今年は6人分を計上しております。

寺門委員 わかりました。

委員長 そのほか質疑ありませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結します。

以上でこども課所管部分を終了といたします。

暫時休憩いたします。

休憩（午後 2 時 22 分）

再開（午後 2 時 26 分）

委員長 再開いたします。

介護長寿課が出席いたしました。

議案第 5 号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

介護長寿課長 介護長寿課長の藤咲と申します。外 3 名が出席しております。どうぞよろしくお願いたします。

着座にて説明させていただきます。

それでは、議案書の 25 ページをお開きください。

議案第 5 号 那珂市指定地域密着型サービスの事業に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

提案理由といたしましては、地域包括ケアシステムの強化のための介護保険法等の一部改正する法律の公布に伴い、市条例において共生型地域密着型サービスに関する基準を定める改正を行うものです。

続きまして、次のページをお開きください。

初めに、共生型地域密着型サービスについてご説明いたします。

共生型地域密着型サービスは、障がい福祉のサービスを提供する事業所が介護保険の地域密着型通所介護の指定を受けて提供するサービスのことでございまして、高齢者と障がい者が同一事業所におきましてサービスを受けやすくするため、介護保険制度と障がい福祉制度に新たな共生型サービスを位置づけるものでございます。

改正の概要でございますが、第 2 条に 1 号加えまして第 3 号とし、共生型地域密着型サービスの定義を規定するものでございます。

2 つ目です。第 5 条の 2 に 1 項加えまして 2 項とし、指定地域密着型通所介護の基本方針を準用する旨を規定するものでございます。

詳細につきましては、規則で定めております。

以上でございます。よろしくお願いたします。

委員長 執行部より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第5号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(なし)

委員長 異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第14号 平成30年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

介護長寿課長 それでは、介護保険特別会計補正予算書の1ページをごらんください。

議案第14号 平成30年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）補正予算（第3号）になります。

それでは、4ページをお開きください。

歳入になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

1款保険料、1項介護保険料、1目第1号被保険者保険料1,154万6,000円の減。

3款国庫支出金、1項国庫負担金、1目介護給付費負担金508万8,000円の減。

3款国庫支出金、2項国庫補助金、5目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業179万6,000円の減、6目保険者機能強化推進交付金732万6,000円、7目介護保険災害臨時特例補助金45万1,000円。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金、1目介護給付費交付金9,931万7,000円の減、2目地域支援事業交付金242万5,000円の減。

5ページをごらんください。

上段になります。

5款県支出金、1項県負担金、1目介護給付費負担金1,410万5,000円の減。

5款県支出金、3項県補助金、3目地域支援事業交付金、介護予防・日常生活支援総合事業112万3,000円の減。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、1目介護給付費繰入金738万2,000円の減、6目地域支援事業繰入金、介護予防・日常生活支援総合事業112万3,000円の減。

8款繰越金、1項繰越金、1目繰越金5,227万円。

それでは、6ページをお開きください。

歳出になります。

款項目、補正額の順にご説明いたします。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス給付費 1 億 3,807 万 5,000 円の減。

4 款地域支援事業費、2 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費 898 万円の減。

5 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目介護給付費準備基金積立金 6,274 万 6,000 円。

7 ページをごらんください。

6 款諸支出金、3 項利用者負担額軽減費、1 目利用者負担額軽減費 45 万 1,000 円。

以上でございます。よろしく願いいたします。

委員長 執行部より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございますでしょうか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 14 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 14 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 17 号 平成 31 年度那珂市一般会計予算、介護長寿課所管部分を議題といたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、2 目高齢福祉費、8 目介護保険費について説明を求めます。

介護長寿課長 それでは、予算書の 69 ページをお開きください。主要施策調書につきましては 57 ページと 58 ページになります。

款項目、予算額の順にご説明いたします。

3 款民生費、1 項社会福祉費、1 目社会福祉総務費、69 ページの中ほどの説明、外国人高齢者及び重度障害者福祉手当支給事業 1,000 円が介護長寿課所管になります。

70 ページをお開きください。

2 目高齢福祉費 1 億 1,235 万 3,000 円。

75 ページをお開きください。

中段になります。

8目介護保険費6億9,645万9,000円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 執行部から説明が終わりました。

質疑ございませんでしょうか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結します。

続きまして、議案第22号 平成31年度那珂市介護保険特別会計（保険事業勘定）予算を議題といたします。

歳入について執行部より一括して説明を求めます。

介護長寿課長 それでは、予算書の271ページをお開きください。

款項、予算額の順でご説明いたします。

1款保険料、1項介護保険料10億6,311万1,000円。

2款使用料及び手数料、1項手数料10万1,000円。

3款国庫支出金、1項国庫負担金7億5,821万9,000円。

2項国庫補助金、次のページを願います。

上段になります。

2億5,130万3,000円。

4款支払基金交付金、1項支払基金交付金11億8,605万2,000円。

5款県支出金、1項県負担金6億2,954万円、2項財政安定化基金支出金2,000円。

次のページをごらんください。

3項県補助金3,724万1,000円。

6款財産収入、1項財産運用収入1,000円。

7款繰入金、1項一般会計繰入金、次のページを開きください。

上段になります。

6億5,725万8,000円、2項基金繰入金2,016万4,000円。

8款繰越金、1項繰越金1,000円。

9款諸収入、1項延滞金、加算金及び過料3,000円、2項預金利子1,000円。

次のページをごらんください。

上段になります。

3項雑入3,000円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

委員長 執行部より説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

続いて、歳出について執行部より一括して説明を求めます。

介護長寿課長 それでは、予算書の 276 ページをお開きください。主要施策調書につきましては 59 ページから 62 ページまでになります。

款項目、予算額の順にご説明いたします。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費、次のページの上段になります、4,833 万 8,000 円、2 項賦課費、1 目賦課費 151 万 6,000 円。

3 項介護認定審査会費、1 目介護認定審査会費 577 万 4,000 円、2 目介護認定調査等費 3,671 万 5,000 円。

次のページをお開きください。

中ほどになります。

4 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費 91 万 3,000 円。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費、1 目介護サービス給付費 41 億 6,464 万円。

次のページをごらんください。

上段になります。

2 目審査支払手数料 324 万円、2 項高額介護サービス等費、1 目高額介護サービス等費 9,014 万 4,000 円、2 目高額医療合算介護サービス費 1,200 万円。

次のページをお開きください。

上段になります。

3 款財政安定化基金拠出金、1 項財政安定化基金拠出金、1 目財政安定化基金拠出金 2,000 円。

4 款地域支援事業費、1 項包括的支援事業・任意事業、1 目包括的支援事業費 4,964 万 6,000 円、2 目任意事業費 1,902 万 6,000 円。

次のページをごらんください。

下段になります。

3 目在宅医療・介護連携推進事業費 842 万 4,000 円、4 目生活支援体制整備事業費 1,533 万 2,000 円。

次のページをお開きください。

上段になります。

5 目認知症総合支援事業費 2,130 万 9,000 円。

2 項介護予防・生活支援サービス事業費、1 目介護予防・生活支援サービス事業費 9,440 万 5,000 円、2 目介護予防ケアマネジメント事業費 1,100 万 8,000 円。

次のページをごらんください。

上段になります。

3目高額介護予防・生活支援サービス費 20万円、4目高額医療合算介護予防・生活支援サービス費5万円。

3項一般介護予防事業費、1目一般介護予防事業費1,673万2,000円。

次のページをお開きください。

上段になります。

4項その他諸経費、1目審査支払手数料36万3,000円。

5款基金積立金、1項基金積立金、1目介護給付費準備基金積立金1,000円。

6款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目第1号被保険者保険料還付金50万円。

次のページをごらんください。

上段になります。

2目償還金1,000円、2項繰出金、1目一般会計繰出金1,000円。

7款予備費、1項予備費、1目予備費272万円。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

委員長 執行部より説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

中崎委員 こういった介護のいろんなサービスができていますと、非常にその恩恵を受けている人もおりますよね、助かっている人も。これ、でも年々やっぱりふえている傾向にあるんですかね、予算的には。

介護長寿課長補佐 お答えします。

予算全体としましては、昨年度から比べますと今年度は若干減っている、給付費としてはふえている部分はありますけれども、対象者はふえておりますので、今後2025年問題もありますけれども、ふえていくというようには考えてございます。

中崎委員 これ今はそういうふうに波があって、少し何ていうのかな、査定の厳しさもあって、減ったりなんかして。よく耳にしますよね、要するに認定が、要介護が4から3になっちゃったとか、3から2になっちゃったとか言われて、サービスの限度が決まっちゃったと。今言ったように2025年、我々が後期高齢者になったとき、さらにこういった予算がふえていくんじゃないかと思うんですけれども。

そもそもこういった介護長寿課というのは、那珂市役所でこれいつのころからできたのかな。

介護長寿課長 介護長寿課という名称はございませんでしたが、2000年、平成12年に介護保険法ができて、そこに介護保険の担当がございました。その当時は福祉課という所管でございました。

以上でございます。

中崎委員 変な話、我々が若いころと言ったんじゃないかおかしけれども、そのころから見ると、

昔はお家で、在宅でお嫁さんがお年寄りを 10 年とか 15 年寝たきりの老人を面倒見たから表彰されましたとかね。そういうあれでもって面倒を見て、地域で、あるいは個人の家でやって過ごしてきたわけ。もう時代が違うんだから、それはそれとしていいんだけども。

これやっぱりどこまでいっても、どんどんふえる勘定になってきちゃうと思うんですよね。どこで予算の区切りをつけるか、あるいは受益者の負担をどのぐらいまで上げていいのかというのがこれからの問題になっていくと思うんですよね。限りがなければ、予算もいいんですけども。限られた予算の中で、こういった金額がどんどんふえていく。もちろん恩恵を受けている人はそれなりにもう少し楽なあれが受けられればなと思うんでしょうけれども。どこかでやっぱり考えないと、那珂市の財政は 200 億円ちょっとだからね。

介護長寿課長 今、委員おっしゃるとおりでございます。

それで、介護給付費のほうが年々これから 2025 年問題も踏まえまして伸びていくとは想像されます。なので、これからは、これまでもそうなんですけど、介護予防のほうに力を入れていくような形で、いろいろな事業を展開してまいりたいと思っております。

以上でございます。

中崎委員 そうすると我々も一緒になってね、体操したり、運動したり、元気でピンピンコロリと、なるべくお医者さんとか介護の世話にならないで、いくときはすぱっといくと、そういう感じの健康づくりが大事なのかなと思いますけれどもね。わかりました。頑張ってください。

委員長 そのほか質疑ございますか。

古川委員 今のにも関連するんですけども、例えば要介護認定とか、これ要支援 1、2 も認定するんですか、ですよね。その認定の基準を厳しくするようなことはないですよね。

介護長寿課長 そちらを厳しくするようなことはないです、今のところは。

以上でございます。

委員長 そのほか質疑ございますか。

(なし)

委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 22 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 22 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で介護長寿課の所管部分を終了いたします。

暫時休憩します。

休憩（午後 2 時 48 分）

再開（午後 2 時 50 分）

委員長 再開します。

保険課が出席いたしました。

議案第 11 号 平成 30 年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

保険課長 保険課長の先崎です。外 2 名が出席しております。

それでは、国民健康保険特別会計補正予算書の 1 ページをお開きください。

議案第 11 号 平成 30 年度那珂市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第 4 号）になります。

4 ページをお開きください。

歳入になります。

款項目、補正額の順で申しあげます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税、2 目退職被保険者等国民健康保険税 504 万 1,000 円の減。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金、1 目国民健康保険臨時災害特例補助金 8 万 2,000 円。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 370 万円の減。

7 款繰越金、1 項繰越金、1 目療養給付費等交付金繰越金 1 億 1,900 万 2,000 円でございます。こちらにつきましては、平成 29 年度分の繰越金の残額となっております。

次のページをごらんください。

歳出になります。

款項目、補正額の順で申しあげます。

2 款保険給付費、4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金 1,008 万円の減。

2 款保険給付費、5 項葬祭諸費、1 目葬祭費 25 万円。

6 款基金積立金、1 項基金積立金、1 目支払準備基金積立金 1 億 1,917 万 3,000 円でございます。

次のページをお開きください。

7 款諸支支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目一般被保険者保険税還付金 100 万円でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 執行部より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第 11 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第 11 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第 16 号 平成 30 年度那珂市後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

執行部より説明を求めます。

保険課長 それでは、4 ページをお開きください。

歳入になります。

款項目、補正額の順で申しあげます。

1 款保険料、1 項後期高齢者医療保険料、1 目後期高齢者医療保険料 654 万 8,000 円。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金、1 目一般会計繰入金 364 万 8,000 円の減でございます。

5 款繰越金、1 項繰越金、1 目繰越金 183 万 6,000 円になります。

続きまして、5 ページをごらんください。

歳出になります。

款項目、補正額の順で申しあげます。

1 款分担金及び負担金、1 項広域連合負担金、1 目広域連合納付金 473 万 6,000 円でございます。

以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 執行部より説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

質疑ございませんか。

中崎委員 予算、この平成 30 年度の補正というのは最終的には 6 月まで続くのかな、今回で終わりですか。最終的な数字というのは。

保険課長 補正としては 3 月末で終わりですね、年度です。

中崎委員 最終的な数字が出てくるのが6月で。

保険課長 出納閉鎖期間がありますので、5月31日分の収入支出、支出はないと思うんですが、それをもちまして、平成30年度の年度決算ができるという形になります。

中崎委員 わかりました。

委員長 そのほか質疑ございませんか。

(なし)

委員長 それでは、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第16号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第16号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第17号 平成31年度那珂市一般会計予算、保険課所管部分を議題といたします。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、4目国民年金費、5目後期高齢者医療費、7目高額療養費貸付金、9目出産費資金貸付金について説明を求めます。

保険課長 予算書の67ページをお開きください。

款項目、予算額の順で申しあげます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費7億7,842万6,000円のうち保険課所管部分につきましては69ページの中下段になります。

国民健康保険特別会計繰出金4億1,876万円となります。

続きまして、74ページをお開きください。

4目国民年金費437万5,000円、5目後期高齢者医療費7億2,769万9,000円。

次のページになります。

7目高額療養費貸付金300万円、9目出産費資金貸付金33万6,000円。

一般会計部分については以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 ただいま執行部から説明がありました。

これについて質疑ありませんか。

(なし)

委員長 質疑がないようですので、以上で質疑を終結いたします。

続きまして、議案第18号 平成31年度那珂市国民健康保険特別会計(事業勘定)予算を議題といたします。

歳入について、執行部より一括して説明を求めます。

保険課長 予算書の 189 ページをお開きください。

歳入でございます。

款項、予算額の順で申し上げます。

1 款国民健康保険税、1 項国民健康保険税 11 億 1,014 万 5,000 円でございます。こちらは昨年と比べまして 7,100 万円ほどの減になっておりますが、この要因としましては、加入者の減少によるものでございます。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 80 万円。

次のページをお開きください。

3 款国庫支出金、1 項国庫補助金 1,000 円。

4 款県支出金、1 項県負担金 1,486 万 4,000 円、同じく 2 項県補助金 40 億 802 万円でございます。

5 款財産収入、1 項財産運用収入 5 万円。

6 款繰入金、1 項他会計繰入金 4 億 1,876 万円。こちらにつきましては、昨年度と比較しまして 4,157 万 7,000 円ほど減額になっております。この中身なんです、その他繰入金が例年 1 億円をいただいていたのですが、市の財政当局、一般会計も非常に厳しいということで、4,000 万円減額しまして 6,000 万円という形で繰り入れを措置させていただいております。

次のページになります。

6 款繰入金、2 項基金繰入金 1 億 2,513 万 9,000 円。

7 款繰越金、1 項繰越金 2,000 円。

8 款諸収入、1 項延滞金及び過料 2,000 万 1,000 円。

8 款諸収入、2 項預金利子 1,000 円、同じく 3 項雑入、次のページをお開きください。221 万 7,000 円でございます。

歳入については以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 執行部よりの説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 では、質疑を終結いたします。

続いて、歳出について、執行部より一括して説明を求めます。

保険課長 193 ページになります。

こちらにつきましては、国保特別会計の主要事業説明書 66 ページから 73 ページに記載をしております。

それでは、歳出でございます。

款項目、予算額の順で申しあげます。

1 款総務費、1 項総務管理費、1 目一般管理費 5,221 万 6,000 円、2 目連合会負担金 176 万 2,000 円。

次のページをお開きください。

2 項運営協議会費、1 目運営協議会費 40 万 3,000 円。

3 項趣旨普及費、1 目趣旨普及費 71 万 4,000 円。

次のページになります。

2 款保険給付費、1 項療養諸費、1 目一般被保険者療養給付費 33 億 9,159 万 4,000 円、2 目退職被保険者等療養給付費 2,093 万 5,000 円、3 目一般被保険者療養費 2,214 万 8,000 円、4 目退職被保険者等療養費 29 万 4,000 円でございます。5 目審査支払手数料 1,156 万 4,000 円でございます。

次のページをお開きください。

2 項高額療養費、1 目一般被保険者高額療養費 4 億 7,485 万 1,000 円です。2 目退職被保険者等高額療養費 409 万 8,000 円でございます。3 目一般被保険者高額介護合算療養費 50 万円、4 目退職被保険者等高額介護合算療養費 5 万円でございます。

次のページをお開きください。

中段になります。

3 項移送費、1 目一般被保険者移送費 10 万円、2 目退職被保険者移送費 5 万円です。

今の保険給付費の中で退職の部分はかなり金額が下がっております。これは平成 31 年度末をもちまして、退職被保険者制度の適用を受けている加入者の方がいなくなるということで、前年と比べてかなりの予算減額としております。

下段になります。

2 款保険給付費、4 項出産育児諸費、1 目出産育児一時金 1,512 万円です。2 目支払手数料 9,000 円です。

次のページをお開きください。

中段になります。

5 項葬祭諸費、1 目葬祭費 450 万円。

3 款国民健康保険事業費納付金、1 項医療給付費分、1 目一般被保険者医療給付費分 11 億 1,931 万 5,000 円でございます。こちらの額につきましては、昨年対しまして 1 億 3,422 万 3,000 円ほど減額になっております。この内容なんです、平成 30 年度茨城県において試算したときの医療費総額見込みが 2,080 億円でした。平成 31 年度においては茨城県全体の医療費として 1,920 億円を見ています。約 8% 程度の医療費の減少で見込まれています。そのことによりまして、当然、市のほうにもその部分で下がっているような傾向がございます。

次のページになります。

2目退職被保険者等医療費分 158万9,000円でございます。

2項後期高齢者支援金等分、1目一般被保険者後期高齢者支援金等分 3億8,772万2,000円、2目退職被保険者等後期高齢者支援金等分 64万6,000円です。

次のページをお開きください。

3項介護納付金分、1目介護納付金分 1億3,181万7,000円。

4款共同事業拠出金、1項共同事業拠出金、1目共同事業拠出金 2,000円。

5款保健事業費、1項保健事業費、1目保健衛生普及費 299万2,000円。

次のページになります。

2項特定健康診査等事業費、1目特定健康診査等事業費 4,651万7,000円。

次のページをお開きください。

6款基金積立金、1項基金積立金、1目支払準備基金積立金 5万円。

7款諸支出金、1項償還金及び還付加算金、1目一般被保険者保険税還付金 420万円、2目退職被保険者等保険税還付金 20万円、3目償還金 1,000円。

次のページになります。

4目一般被保険者還付加算金 20万円でございます。5目退職被保険者等還付加算金 5万円。

8款予備費、1項予備費、1目予備費 379万1,000円です。

歳出につきましては以上になります。よろしく申し上げます。

委員長 執行部より説明がございました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 ないようですので、質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結します。

これより議案第18号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 ご異議なしと認め、議案第18号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続きまして、議案第23号 平成31年度那珂市後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

歳入について、執行部より一括して説明を求めます。

保険課長 予算書の299ページをお開きください。

歳入になります。

款項、予算額の順で申しあげます。

1 款保険料、1 項後期高齢者医療保険料 5 億 2,034 万 1,000 円。

2 款使用料及び手数料、1 項手数料 7 万円。

3 款繰入金、1 項他会計繰入金 1 億 3,001 万 6,000 円。

4 款諸収入、1 項延滞金及び過料 10 万 1,000 円、同じく 2 項償還金及び還付加算金 47 万円でございます。

次のページをお開きください。

3 項雑入 1,000 円。

5 款繰越金、1 項繰越金 1,000 円。

歳入につきましては以上です。よろしく申し上げます。

委員長 執行部より説明が終わりました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて、歳出について、執行部より一括して説明を求めます。

保険課長 301 ページになります。

歳出になります。

款項目、予算額の順で申しあげます。

1 款分担金及び負担金、1 項広域連合負担金、1 目広域連合納付金 6 億 4,929 万 1,000 円。

2 款諸支出金、1 項償還金及び還付加算金、1 目保険料還付金 45 万円、2 目還付加算金 2 万円。

次のページをお開きください。

2 項繰出金、1 目一般会計繰出金 1,000 円。

3 款予備費、1 項予備費、1 目予備費 123 万 8,000 円です。

歳出については以上でございます。よろしく申し上げます。

委員長 ただいま執行部より一括して説明をいただきました。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

(なし)

委員長 質疑を終結いたします。

続いて討論に入ります。

討論ございませんか。

(なし)

委員長 討論を終結いたします。

これより議案第 23 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 23 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で保険課所管部分を終了いたします。

暫時休憩いたします。

休憩 (午後 3 時 13 分)

再開 (午後 3 時 14 分)

委員長 再開いたします。

議案第 17 号 平成 31 年度那珂市一般会計予算の討論に入ります。

討論ありませんか。

(なし)

委員長 では、討論を終結いたします。

これより議案第 17 号を採決いたします。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 異議なしと認め、議案第 17 号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で付託された執行部提出議案の審議は全て終了いたしました。

執行部の皆様、ご苦労さまでございました。ありがとうございました。

ここで暫時休憩いたします。

休憩 (午後 3 時 15 分)

再開 (午後 3 時 15 分)

委員長 再開いたします。

それでは、調査事項についてを議題といたします。

当委員会では、これまで障がい児教育をテーマに調査研究を行ってまいりました。特別支援学校や特別支援学級の視察などを通して見えてきた課題について、さきにお配りしました要望書にまとめましたので、皆様からのご意見をいただき、加除修正をして執行部に提出したいと思っております。

前もってファクスで送らせていただいておりますが、お気づきの点がありましたらお願いいたします。

古川委員 うまくまとめていただき、ありがとうございます。

1 つだけ、要望事項の 2 番の支援員の増員と特別支援教育に対する専門性の向上というところに、県、茨城県ですね。県への要望として専門教員の育成から適正配置の要望を

市のほうから、議会から出してもいいんですが、市のほうからも要望をしてくださいみたいな文言を入れていただけたらいいかなと思うんですが、いかがでしょうか。全部市でやれといってもできない部分もあると思うので。

委員長 ここに、2番のところに、県への要望もお願いしますと入れるのかしら。直接こちらから県へというよりも、市からお願いしてくださいという形でいいですか。

古川委員 議会から県に対する意見書という方法もあるでしょうけれども、市のほうから県に対して。

委員長 県のほうに。

古川委員 そういう職員を配置してくださいという要望をお願いするのも一つかなと思うんですけども。どういう方法がいいのかよくわかりませんが。

委員長 今、そのような意見が出ましたが、そのような形で加えて出したほうがよいでしょうか。改めて県へというよりは、ここで一緒に、県のほうに要望いたしますということを書き加えればよいということですよ。

議長 けさの新聞で、昨日の県議会議員の中で館静馬議員がこの障がい児に対しての質問をしていて、やはり県でも今後支援事業をやってくれという要望が出ているので、その辺もちょっとチェックしながらうまく加えさせていただければいいかなと思います。

委員長 じゃ、これを県への要望ということで、ちょっと加えて、ちょっと修正してみます。

そのほかは特別なかったですか。副委員長、どうですか。

副委員長 私はないです。大体網羅されていますから。

委員長 そうですか。

じゃ、今、古川委員のほうからご提案がありました県への要望も併せてここに付け加えたほうが良いということでいただきましたので、それをちょっと加筆しまして、再度ちょっと、大幅にはないですけども、このところをちょっと作り変えてみたいと思います。

じゃ、そのような形で、今会期中にお渡しできますね、皆さんに。今回の最終日までには皆さんにこういうふうにしますということをご提示いたします。一生懸命考えます。

それで、今回このような形で障がい児の学習ということで調査を進めてまいりましたが、これで一度、要望書という形で一区切りをつけましたので、次の調査研究テーマについて、以前にも何か考えていただきたいということをお話しいたしましたが、新たな当委員会の調査研究テーマとして、どのようなものがあるか、もし皆さん、ここで発表していただければと思います。

参考までにきょう、前はこういうのをやりましたというのが配られていると思いますが。

副委員長 時間が短いんですよ。

委員長 今度は、来年改選がありまして、市議会議員の。ですから、12月中までにはまとめないで、1月になりましたら皆さん大忙しだと思いますので。12月いっぱいぐらいまで

にまとめたいと思いますので、ちょっと期間が短いので、そういうところも考慮していただいて。

皆さん、特別ないようですか。

じゃ、私のほうから1つ。案としまして、私ずうっと子供たちの学校教育をいろいろ今までしてきましたので、教育厚生常任委員会は厚生という部分もありますので、高齢者の何か福祉みたいなことを見てみたいなという気もするのですが。ですから、例えば高齢者が、先ほどもありましたが、介護医療費がどんどん膨らむ状態にある中でどんなふうにか元気に過ごしている高齢者のグループとか、そういうのに取り組んでいるのがありましたら、ちょっと調査研究してみたいなという気はあるのですが、これは私のあくまでも意見ですので。皆さん方からご意見を頂戴したいと思います。

小泉委員、新しく教育厚生になりました、フレッシュな頭でいかがですか。

小泉委員 この間新しい課題をとということだったので、僕はICTがいいなと思っていたんですけども、前年でやっていらっしゃったんで、これを見て。なので、あれどうしたものかなと思ひまして。昨年やられていたんだなと思ってですね。

委員長 古川委員長のとときに滋賀県とかいろんなところに視察に行きまして、これについては調査研究はしてきた過程があるんですけども。

副委員長、どうですか。

副委員長 やっぱり期間的なものがあるんで、余り重き話題、重い軽いというわけじゃないですが、時間が限られていますんで、先ほど委員長が言われました、今、健康寿命を延ばすためにいろいろ取り組まれていること、団体であったり、そういうのもいいんじゃないかなと、この間申したとおりでございます。

委員長 そうですか。じゃ、案としてなんです、そのほかにももしもありましたら。

中崎委員 ひまわり幼稚園が開園になりますよね。それから那珂市の保育所も開園になります。人が入った、子供たちが入った状態で運営状況とか問題点なんかちょっと見てみてもいいのかな、1回ずつ。あるいはほかの親御さんとの懇談なんかもして。5つの幼稚園が一緒になって、不便なんかも。ちょっと見てもいいのかな。内覧会とか途中で見てはいますけれども。

委員長 開園してからの状況ね。

中崎委員 何カ月かしてからね。

問題点、親の意見とか車がとめられないとか。

寺門委員 私は最近非常に気になるのが各小学校でもですね、先生方が忙しすぎて、これは働き方改革等がありますけれども、現実に子供さん、児童に向き合えていないんじゃないかなというのを非常に感じまして、いくつか事例もあるんですけども。

先週の6日でしたかね、学校給食で非常食体験をやりました。このときも、やはり先生がちゃんと趣旨説明をしないで、そのまま食べさせたというのがありまして、これは

校長会でもちゃんと話をきちんとされて検討もされていたにもかかわらず、実際にその先生方が給食を目の前にして、そのまま食べていいですよということですね。これでは、せっかく 3.11 を前にして、こういう体験もあったんで、こういう非常食を食べるんですよみたいな話も一言してくれれば、子供たちも納得して、冷たい給食でもかみしめながら食べたんじゃないかなということ。結果は、かえってですね、何でこんな寒い時期に冷たいのを出すんだというクレームも来たりしまして。

非常に、本当に児童に対してちゃんと、大半の先生方はそうしていらっしゃるんでしょうけれども、中にはそういう先生方がいらっしゃるといのは非常に残念なことなので。もう一度、学校協議会、評議会とかですね、我々もちょっとそういう人たちと学校側と一緒に話す機会が必要かなというふうに思いましたね、学校教育に対して現状どうなのというところをね。先生方の声というのはやっぱり非常に大事なことでもあるし、児童もそうなんで。それから、親御さんにしましてもね。

どうも言っていることとやっていることがちぐはぐな点が出てきているなという面がありまして、その辺ちょっと話しながら改善の方向に向けて調整できればなというふうには思っています。

以上です。

委員長 じゃ、いくつか意見が出ましたので、何についてということを経るに当たっては、正副委員長にらせていただいでよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ声あり)

委員長 では、よく検討いたしまして、決めさせていただきます。

最後になりますが、都市計画審議会委員の選出についてを議題といたします。

教育厚生常任委員会に所属しておりました遠藤元議員の辞職に伴って欠員となっております都市計画審議会委員について、執行部より選出の依頼がありましたので、本日の委員会で決定したいと思います。

これまでの慣例で、市街化区域に居住している方を選出しておりますので、この中で唯一市街化区域にお住まいの古川委員にお願いしたいと思いますのですが、いかがでしょうか。

(発言する者あり)

委員長 みんな、後は調整区域に歴然と住んでおりますので、古川委員だけ、市街化区域に居住しておりますので、古川委員にお願いしたいと思いますのですが、ご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ声あり)

委員長 それでは、古川委員を都市計画審議会委員に推薦いたします。よろしくお願いたします。

以上で本日の案件は全て終了いたしました。

これで教育厚生常任委員会を閉会といたします。

閉会 (午後 3 時 31 分)

令和元年5月28日

那珂市議会 教育厚生常任委員会委員長 筒井 かよ子